

後援会活動のてびき
～結成から、日常活動、解散まで～

令和元年8月 改訂
日本税理士政治連盟
後援会対策委員会

改訂版の発刊にあたって

平成30年度税制改正においては、事業承継税制について、猶予対象となる株式の数及び課税価格の制限撤廃、雇用維持要件の事実上の撤廃などの適用要件の大幅緩和のほか、経営悪化により株式を譲渡した場合等における相続税額の再計算の特例が、平成31年度税制改正においては、資産管理会社の判定方法が見直されるなど、さらなる事業承継税制の改正が盛り込まれました。

また、平成30年9月には、税理士制度改革に関連して実現を訴えていた政策担当秘書資格試験棟実施規定の改正規定が施行されることとなり、令和元年より新制度での政策担当秘書採用が行われることとなりました。こうした改正も、税理士による国会議員等後援会がなければ決して実現できず、税政連と税理士による国会議員等後援会は重要な役割を担っております。

これまでも平成26年、平成13年、昭和55年の税理士法改正で税理士による国会議員等後援会は重要な役割を担いました。これらは、後援会と国会議員等との接触を通じて、日常の税政連活動を継続した大きな成果であると自負しております。

本連盟は、税理士業界の施策に理解を示す国会議員を支援するため、昭和50年から後援会の組織化をはじめ、現在約340の後援会が国会議員等に対する支援活動を行っております。この間、後援会は、税理士法改正、税制改正など多くの重要問題に積極的に対応してまいりました。他の士業には見られないものとして「税理士による後援会」は内外から高く評価をされており、継続して地域に密着した活動を行っておりますが、一部には更なる活性化が必要と思われる後援会も散見されます。

本連盟は、後援会対策委員会が中心となり、平成3年に部内資料として「後援会活動のてびき」をとりまとめ、その後5回の改訂を重ね、後援会活動の実践的なマニュアルとして活用されてきました。

このたび前回の改訂である平成27年からの政治状況の進展や改元により各種書式の変更等を踏まえ、本資料の骨子を活かしつつ後援会対策委員会において令和元年度版の改訂作業を進めることといたしました。担当された南条後援会対策委員長、桑原同副委員長をはじめ委員の先生方には大変なご尽力を賜り改訂を行うことができました。

現在、税政連と税理士会は、次なる税理士法改正に向けた新たな一歩を踏み出し始めております。税制改正、社会保障・税番号制度、規制改革など多岐にわたる課題が山積しており、これらの解決には地域に密着した後援会活動に裏づけられた政治力が不可欠であります。今後とも各单位税政連における後援会活動の充実強化のため、本資料が積極的に活用されることを願ってやみません。

令和元年8月

日本税理士政治連盟
会長 小島 忠男

目次

第1章 設立

1-1 後援会の目的	1
1-2 設立準備	1
1-3 発起人会の開催	3
1-4 設立総会の開催	5
1-5 届出	11
《Q&A》	14

第2章 日常活動

2-1 年間スケジュール	15
2-2 総会、各種講演会等	16
2-3 税務支援の実情視察	25
2-4 会員の増強	26
2-5 その他の活動	28
2-6 登録政治資金監査人	28

第3章 陳情活動

3-1 陳情活動	30
3-2 陳情者自身の理解	30
3-3 陳情の場所等	30
3-4 陳情参加者	30
3-5 陳情報告書の作成	31
3-6 陳情活動の成果	31

第4章 選挙支援

4-1 選挙活動の基本的考え方	33
4-2 政治活動と選挙運動について	33
4-3 通常の活動	34
4-4 公示(告示)前にできる活動	35
4-5 公示(告示)後選挙期間中にできる活動 (幕間演説、個々面接、電話による選挙運動等)	36
4-6 禁止されている選挙運動	40
4-7 連座制について	41
4-8 政治活動に関する寄附の制限	42

第5章 解散

5-1	後援会の解散	43
5-2	残余財産	43
5-3	選挙管理委員会への届出	43
5-4	税政連への届出	43

第6章 資料

6-1	政治資金規正法(抄)	45
6-2	公職選挙法(抄)	50
6-3	後援会の結成状況	53
6-4	設立助成金の取扱い	54
6-5	会報「日本税政連」(平成30年9月1日付)より	55
6-6	税制改正の流れ	58
6-7	税理士法改正の流れ	59

第 1 章 設立

1-1 後援会の目的

我が国の経済、文化等の安定と繁栄をはかり、国際社会での役割を果たすためには、納税者のための民主的な租税制度が必要不可欠であります。

その租税制度の適正性・実効性を担保する制度のひとつとして「税理士制度」があると認識されており、税理士の社会的、経済的地位の向上を図ることが求められております。

税の専門家である私たち税理士は、その業務を通じて、実際に税を負担する立場にある納税者と常に接しており、納税者の税に対する様々な考え方を知ることができます。特に中小企業者に係る決算や申告業務を通じて、その経営状況をよく知る立場にあり、納税者や納税義務者の意見を代弁する者としてもっともふさわしいと考えられます。

税制は、このような税理士が疑問や矛盾を感じるようなものであってはなりません。また、景気対策や少子高齢社会での安定的な財源の確保など、今、税制に求められる機能は多岐にわたり、税制の方向性を見定め、経済・社会の変化に適応したあるべき税制を構築して行く必要があります。

「税理士による国会議員等後援会」は、税理士会・税政連の目的を実現するために結成されたものです。後援会活動を通じて、税理士の存在をアピールし、被後援者の政治活動をバックアップして、専門家としての情報を提供し、被後援者からは税制改正等における情報を収集する、「ギブアンドテイク」の関係を構築しながら、その実現をはかることにその存在意義があります。

後援会は、税政連活動の大きな柱として活動しなければなりません。政党や個人の後援会の下請けであってはならず、一部有力税理士の個人的色彩の強いものであってはなりません。

私どもの、よき理解者を「国政の場」に送るために後援会は結成されたものです。

1-2 設立準備

後援会の設立には、有志による自然発生的結成、又は各単位税政連の指導による場合等いろいろなパターンが考えられますが、その前提条件として、長期的な視野にたち、総合的に検討する必要があります。

事前に検討するに当たっては、

- (1) 税理士制度の発展に寄与できる被後援者
- (2) 所属する政党
- (3) 支持母体
- (4) 役職・経歴
- (5) 同一選挙区での既存後援会の有無

などの検討が不可決です。特に地方公共団体首長後援会の設立にあたっては、地域に貢献する税理士に対する被後援者の理解と外部監査人への税理士の登用問題及び地方独立行政法人の監事への登用に関し、積極的に取り組む意志等の確認が必要です。

選挙時における推薦は、選挙の都度行われるので、その時の政治事情・地域事情により推薦の有無を検討すれば良いのですが、一度設立された後援会は、相当期間存続すべきものであり、それだけに、設立の必要性については慎重なうえにも慎重に検討されなければなりません。

後援会が設立されれば、税政連活動に重大な影響をもたらすことになるので、所属する税政連と緊密な事前協議・連絡をする必要があります。

なお、日本税理士政治連盟は、平成23年8月「税理士による国会議員等後援会の支援に関する規程(準則)」を制定しました。この支援規程の制定により、一定の支援要件を備えた後援会を「税理士による後援会」と称し、単位税政連が全国統一の基準により後援会を支援することとなり、後援会活動がより一層活性化されることになりました。

○ 税理士による国会議員等後援会の支援に関する規程(準則)

平成23年8月19日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、税理士を会員として結成された国会議員等後援会(以下「後援会」という。)のうち、〇〇税理士政治連盟(以下、「本連盟」という。)の目的に合致した後援会を支援後援会と定め、「税理士による〇〇後援会」の名称の使用を認め、支援及び助言を行い、さらなる発展と活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 支援後援会とは、次条から第6条までの総ての要件を満たす後援会で、正副幹事長会が認定した後援会をいう。

(被後援者要件)

第3条 支援後援会が支援する被後援者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 本連盟の目的を理解し、一体となって活動すると認められる者
- (2) 将来にわたって税理士制度の発展に協力が得られると認められる者

(会員数要件)

第4条 支援後援会の会員数は、次の各号のいずれかでなければならない。

- (1) 本連盟会員50名以上
- (2) 選挙区内における本連盟会員の20%以上
- (3) 本連盟が特に認めた会員数以上

(活動要件)

第5条 支援後援会は、次の活動をしなければならない。

- (1) 定期総会の開催
- (2) 被後援者の支援
- (3) 被後援者への陳情
- (4) 国政報告会・勉強会(公職選挙法、政治資金規正法等)等の開催
- (5) 被後援者による税務支援会場の視察

(継続要件)

第6条 支援後援会は、毎事業年度終了後速やかに次の書類を本連盟に提出しなければならない。

- (1) 定期総会議案書
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 政治資金規正法に定める収支報告書の写し

(支援)

第7条 本連盟は、支援後援会に対して、次の支援を行う。

- (1) 後援会旗の貸与
- (2) 別に定める基準による助成金の交付
- (3) 後援会活動に対する情報の提供等

(認定)

第8条 支援後援会の認定を受けようとする後援会は、次の各号に掲げる書類を本連盟に提出しなければならない。

- (1) 後援会規約
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 政治資金規正法に定める設立届の写し

(規程の改廃)

第9条 この規程を改廃しようとするときは、総務会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成23年8月19日から施行する。

1-3 発起人会の開催

有志による設立準備が終了しますと、発起人を募り「発起人会」を開催し設立に向け、

1. 規約の作成
2. 会員の募集
3. 役員選任
4. 収支予算

を決める必要があります。

令和 年 月 日

発起人各位

税理士による〇〇〇〇後援会（仮称）
発起人 ○ ○ ○ ○

税理士による〇〇〇〇後援会（仮称）発起人会のご案内

〇〇の候、ますますご健勝にてご活躍のこととお慶び申し上げます。

さて、「税理士による〇〇〇〇後援会（仮称）」の設立準備のため下記要領にて発起人会を開催したいと存じます。

公私ご多用中の折、誠に恐縮に存じますが、万障お繰り合わせのうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、準備の都合上、下票に出欠をご記入のうえ、来る 月 日（ ）（必着）までに、ファクシミリによりご返信くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 令和 年 月 日（ ）午後 時 分～午後 時 分
- 2 場 所 〇〇市 町 丁目 番 号
TEL（ ） - （代表）
(同封地図参照)
- 3 議 題 (1) 発起人代表の承認
(2) 設立趣意書の承認
(3) 後援会規約（原案）の承認
(4) 人事案（原案）の承認
(5) 設立総会進行次第の承認

.....(切り取らなくても結構に存じます).....

出 欠 回 示 票

令和 年 月 日（ ）開催の
「税理士による〇〇〇〇後援会（仮称）」発起人会に

出席 欠席 します。

氏名 _____

※〇〇税政連本部 F A X 番号：（ ） -

税理士による〇〇〇〇後援会規約（案）

（名 称）

第1条 本会は「税理士による〇〇〇〇後援会」と称する。

（事務所設置）

第2条 本会の事務所を〇〇市〇〇〇〇に置く。

（目 的）

第3条 本会は、〇〇〇〇を被後援者として、次のことを目的とする。

- (1) 被後援者の政治・経済並びに文化的活動を支持し後援する。
- (2) 我が国の経済及び文化の安定と繁栄をはかるため、納税者のための民主的な租税制度並びに租税制度の適正性・実効性を担保する税理士制度の充実と発展に寄与する。

※地方公共団体首長

- (2) 〇〇地域の経済及び文化の活性化を図り、公正で透明度の高い地方行政の充実発展に寄与する。

（会員及び組織）

第4条 本会は本会の目的に賛同する税理士(税理士法人を除く)をもって組織し、選挙区内地域に支部を設置することができる。

2 本会の目的に賛同する税理士の家族、税理士事務所又は税理士法人の職員、関与先、関係者(法人その他の団体を除く)は賛助会員となることができる。

3 本会は必要に応じて顧問及び相談役を置くことができる。

（活 動）

第5条 本会の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 被後援者の後援活動
- (2) 陳情及び要望活動
- (3) 各種集会の開催
- (4) 会員相互の交流、親睦
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

（役員及び任期）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 幹事長 1名 (4) 副幹事長 若干名 (5) 幹事 若干名 (6) 会計監事 若干名

2 役員任期は、役員選任の総会終了の時から2回目の定期総会の終了の時までとする。

（役員選出）

第7条 本会の役員は総会において選出する。

（総会及び役員会）

第8条 本会の活動遂行のため、次の会議を開催する。

- (1) 総会は全会員をもって構成し、原則として年1回開催する。

総会で協議すべき事項は、次のとおりである。

- ① 活動報告に関する事項
- ② 決算報告に関する事項
- ③ 活動計画に関する事項
- ④ 予算に関する事項
- ⑤ 役員改選に関する事項
- ⑥ 規約改正に関する事項

- (2) 必要に応じ臨時総会を会長が招集する。

- (3) 役員会は第6条1～4号の役員をもって構成し、会長が必要に応じ随時招集する。

2 本会の決議は出席会員の過半数によるものとする。

（会 費）

第9条 本会は、本会運営のため必要に応じて会費を徴収する。

2 本会の所要経費は有志の寄附をもって充当することもできる。

（経費及び会計年度）

第10条 本会の経費は会費その他の収入をもって充当する。

2 本会の会計年度は毎年1月1日より同年12月31日までとする。

（役員任務）

第11条 本会の役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、その業務を総括する。

- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、職務を代行する。

- (3) 幹事長、副幹事長及び幹事は役員会の協議に基づき、第5条の活動を行う。

- (4) 会計監事は会計の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

（規約の補正変更）

第12条 本規約に定めのない事項については、役員会において決定する。

附 則 1. 本規約は令和〇年〇月〇日より施行する。

1-4 設立総会の開催

発起人会において、規約（案）、役員（案）、事業計画及び収支予算（案）が決定しますと、いよいよ設立総会の開催となります。

日時、場所、参加会費などを決定し、会員募集とあわせて案内をします。案内文書には、次の書類を同封します。

1. 設立趣意書
2. 後援会を設立して頂くにあたり
3. 被後援者の履歴書
4. 後援会規約
5. 事業計画及び収支予算

また、総会終了後、「後援会設立報告」を会員等に発送し、会員の加入勧奨も行いましょう。

令和 年 月 日

各 位

税理士による〇〇〇〇後援会（仮称）
発起人代表 〇 〇 〇 〇

税理士による〇〇〇〇後援会（仮称）設立総会のご案内

〇〇の候、ますますご健勝にてご活躍のこととお慶び申し上げます。

さて、私たちは、〇〇税理士会会員（〇〇支部）であり〇〇党で将来を嘱望されている〇〇〇〇〇△議院議員の後援会の設立準備を進めてまいりましたが、このたび設立総会を開催することといたしました。

つきましては、公私ご多用中の折、誠に恐縮に存じますが、万障お繰り合わせのうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

また、総会終了後、懇親会を開催いたしますので、あわせてご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、準備の都合上、下票に出欠をご記入のうえ、来る 月 日（ ）（必着）までに、ファクシミリによりご返信くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 令和 年 月 日（ ）午後 時 分～午後 時 分
- 2 場 所 〇〇市 町 丁目 番 号
TEL（ ） - （代表）
(同封地図参照)
- 3 予 定 (1)設立総会（午後 時 分～午後 時 分）
(2)懇 親 会（午後 時 分～午後 時 分）
- 4 会 費 5,000円（後援会年会費1,000円を含む）
※当日、受付にてお支払ください。

.....(切り取らなくても結構に存じます).....

出 欠 回 示 票

令和 年 月 日（ ）開催の
「税理士による〇〇〇〇後援会（仮称）」設立総会に

出 席 欠 席 します。

氏名 _____

※〇〇税政連本部 F A X 番号：（ ） -

税理士による〇〇〇〇後援会 設立趣意書

わが国の申告納税制度の発展と適正な納税義務の実現に、税理士制度は大きな役割を果たしてまいりました。

税理士法には、「独立した公正な立場において、(中略)納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」と規定されています。我々税理士は、真摯にこの使命を果たすとともに、納税者と接している専門家の立場から、税制及び税務行政に関して提言を行い、公平かつ合理的な税制の確立と申告納税制度の維持発展を目指して行動してまいりました。国家の根幹を支える税制に申告納税制度と税理士制度は必須であり、今後ますます発展させていくことが望まれます。

一方、経済社会のグローバル化とともに社会構造が変化し、日常生活や経済活動における諸制度についても変革が求められています。我々は、新しい時代に適合する申告納税制度と税理士制度を希求するものでありますが、税理士制度が、その本来の機能を十分に発揮し、社会の要請に的確に対応することができる制度としていかなければならないと考えています。わが業界の政治力の強化をはかり確実に実現していかなければなりません。

これらの考えのもと、私たち発起人は、〇〇党で将来を嘱望され、税理士制度並びに中小企業に対して深い理解と認識をもち、高い見識と卓越した行動力を兼ね備えている△議院議員〇〇〇〇先生を支援するべく、税理士による後援会を結成することとしました。

今後、税理士業界並びに中小企業のためにご活躍されることを支援し激励申し上げるとともに、次なる税理士法の改正については、資格及び業際の問題をはじめとする諸課題の解決について、税理士会会員でもある〇〇〇〇先生にご指導をお願いするものであります。

私たち発起人は、より多くの税理士がこの趣旨にご理解とご賛同を賜わり、税理士による〇〇〇〇後援会の会員として、この活動に参加されることを要請いたします。

令和 年 月 日

発起人代表 ○ ○ ○ ○
発 起 人 ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

後援会を設立して頂くにあたり

〇〇税理士政治連盟の先生方におかれましては、日頃、〇〇一円はもとより、〇〇〇内各地において大変お世話になっております。心より感謝と御礼を申し上げます。

早いもので国会へ送って頂いてから〇年間に過ぎ、この間に日本の政治は大きく変化いたしました。

私は一貫して、自身の公約である「〇〇」「〇〇」に取り組み、多くの国民の皆さまが、税金の集め方や使い方にこれまで以上に関心を寄せて頂けるようになりました。

税制は、民主主義を支える根幹であり、常に公平で、透明性が確保され、納得して納税していただけるようにしなければなりません。

企業活動の国際化がますます進むとともに、新しい税制改革の潮流も生まれています。税制抜本改革を行うに際しては、時代や社会の変化をしっかりと認識しなければなりません。

なかでも先生方は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図る使命を負っておられます。国政の場でぜひ先生方の税に関する深く幅広い知見をご提供いただきますよう心からお願い申し上げます。

この度の後援会の設立に対し、あらためて心より感謝申し上げますと共に、今後とも引き続きご指導を賜りますことを心より祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

令和 年 月 日

△議院議員 ○ ○ ○ ○

履 歴 書

令和 年 月 日現在

個人事項

氏名 : 〇〇 〇〇 (党)
生年月日 : 昭和・平成 年 月 日生 (満 歳)
住所 : 〇〇市 町 丁目 番号

学歴

昭和 年 3月 : 〇〇大学〇〇学部 卒業、〇〇学士

職歴(期間、職位、職場名) ※被後援者が税理士である場合は登録番号等を必ず記載する。

昭和 年 月～昭和 年 月 : 〇〇〇〇東京事務所に勤務
昭和 年 月～昭和 年 月 : 〇〇党〇〇△区総支部 総支部長
昭和 年 月～現在 : △議院議員 (〇〇選挙区選出)

現在の主な役職

<国会> 〇〇委員会委員長等
<政府(大臣等)> 〇〇大臣等
<党> 〇〇県連会長等

以上

○後援会の入会届

令和 年 月 日

各 位

税理士による○○○○後援会（仮称）
発起人代表 □ □ □ □

「税理士による○○○○後援会（仮称）」入会のお願い

拝啓 ○○の候、ますますご健勝にてご活躍のこととお慶び申し上げます。
さて、私たちは、○○○○議員の後援会の設立準備を進めております。
○○○○議員は、平成○○年○月の第○○回選挙において、○○区で当選され、以後、○○な
どの要職を務められています。
この間、我々の税制改正などの税政連の要望等に対し深いご理解をいただいております、○○○○
議員のご助力が絶対に必要です。
つきましては、趣旨ご理解を賜り、後援会にご入会くださいますようお願い申し上げます。
お手数をおかけしまして恐縮に存じますが、入会申込書をご記入のうえ、ファクシミリにより
ご返信くださいますようお願い申し上げます。

(切り取らなくても結構に存じます)

「税理士による○○○○後援会（仮称）」入会申込書

税理士による○○○○後援会（仮称）
発起人代表 □□□□ 殿

税理士による○○○○後援会への入会を申し込みます。

令和 年 月 日

氏名 _____ 印

登録番号		支部	
事務所所在地	〒		
電話番号			
FAX番号			

FAX返送先 () ー

平成 年度事業計画

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

基本方針

〇〇税理士政治連盟の運動方針に則り、〇〇税理士政治連盟及び同支部連合会並びに支部との連携を緊密にし、学会一致団結し、以って組織の拡充強化を図るとともに、〇〇〇〇△議院議員の政治活動を強力に支援する。

重点運動

1. 後援会組織を拡充強化し、強力な選挙支援体制を構築する。
2. 〇〇〇〇△議院議員の国政報告会及び懇談会を随時開催する。
3. 税制及び資格制度について勉強会を開催する。

事業計画

1. 選挙支援施策の実施
2. 確定申告期の税務相談会場の視察
3. 国政報告会の開催（2回）
4. 懇談会・勉強会の開催（2回）

平成 年度収支予算

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(収入の部)

科 目	金 額	備 考
1. 会費		会員〇〇名×〇〇円
2. 寄附金		
(1)個人からの寄附		
(2)政治団体からの寄附		
3. 事業収入		設立総会会費〇〇名×〇〇円
4. その他収入		
(1)受取利息		
(2)雑収入		
合 計		

(支出の部)

科 目	金 額	備 考
1. 経常経費		
2. 政治活動費		
(1)組織対策費		通信費ほか
(2)総会費		
(3)選挙対策費		
3. 予備費		
合 計		

《収支計算書及び収支予算(案)の勘定科目について(例示)》

政治資金規正法は、政治団体に対して選管への収支計算書提出を義務付けています。後援会の収支計算書作成に当たっては各勘定科目について次の点を注意してください。

(収入の部)

科目	摘要
1. 交付金収入	税政連本部、県連、支部連等からの交付金収入
2. 寄付金収入 (1)個人からの寄附 (2)政治団体からの寄附	会費等個人からの寄附 各政治団体からの寄附
3. その他収入 (1)特別会費 (2)預金利息 (3)雑収入	支部大会・役員会に際しての懇親会費等

(支出の部)

科目	摘要
1. 経常経費 (1)人件費 (2)光熱水費 (3)備品・消耗品費 (4)事務所費	事務局職員への報酬負担金等 事務局の電気、ガス、水道代負担金等 各種備品、事務用品費等 事務局の電話使用料負担金、切手購入費、郵便料金等、事務所の維持に通常必要とされる費用
2. 政治活動費 (1)組織活動費 ①大会費 ②会議費 ③組織対策費 ④国会対策費 ⑤出張旅費 ⑥交際費 (2)選挙関係費 (3)寄附・交付金	定期大会会場費等 諸会議の交通費、喫茶代等 支部会員の啓蒙等、組織に関する対策費 政党・議員等の政治資金パーティー券購入代、議員等との懇談会費用等 役員等出張旅費 会員の慶弔費、他の団体へのお祝等 陣中見舞等の選挙活動費 政治活動に関する寄附金等

後援会旗の無償貸与につきましては、選挙管理委員会へ提出する収支報告書には、金銭以外の寄附相当分(12,600円)を(収入の部)「その他の収入」、(支出の部)「政治活動費・その他の経費」に記載する必要があります。

1-5 届出

1 選挙管理委員会への届出

後援会は「政治団体」であり、税政連・会員・被後援者等からの収入は「政治資金」に該当しますので、政治資金規正法に基づき都道府県選挙管理委員会への届出が必要です。

後援会が選挙管理委員会に提出する書類・期限は次のとおりです。

- (1) 設立届 …… 設立後 7 日以内
- (2) 代表者等の異動届 …… 異動のあった日から 7 日以内
- (3) 収支報告書 …… 暦年分を原則として毎年 3 月末日まで、国会議員関係政治団体については 5 月末日まで
- (4) 解散届・収支報告書 …… 解散後 30 日以内

※政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る政治団体は、登録政治資金監査人による、政治資金監査を受ける政治団体となります。被後援者と充分ご相談ください。

2 税政連への届出

所属税政連への報告事項として、

- (1) 選挙管理委員会へ提出した届出書の写し
- (2) 後援会規約
- (3) 役員名簿
- (4) 会員名簿
- (5) 設立総会議案書

を提出してください。

後援会の設立に関しては、所要の手続により所属税政連を経て日税政から設立助成金・後援会旗等が支給されます。また、後援会の各種活動には、所要の手続により助成金等を支給する税政連もあります。

令和 年 月 日
各位
税理士による〇〇〇〇後援会 会長 〇 〇 〇 〇 幹事長 〇 〇 〇 〇
「税理士による〇〇〇〇後援会」設立のご報告
〇〇の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
このたびは、「税理士による〇〇〇〇後援会」にご入会いただき、また設立にあたりましては、何かとご協力を賜りましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。おかげをもちまして、設立総会も 月 日、〇〇〇〇先生ご臨席のもと盛大に開催することができ、規約及び人事等の全て議案のご承認を賜りました。
後援会では、日常活動をはじめ選挙支援についても力を尽くしてまいりたいと考えております。お願い事ばかりで恐縮に存じますが税理士制度の発展のため、各位におかれましては、今後とも尚一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。
末筆になりましたが、各位のますますのご健勝とご多幸を祈念申し上げます。
追而
一、後援会の年会費（1,000 円）の納入をお願いいたします。平成 年度（令和 年 月 日～令和 年 月 日）分です。同封の郵便振替用紙をご利用ください。
以上

政治団体設立届 (政治資金規正法施行規則(第1号様式))

別記
第1号様式(第1条関係)

政治団体設立届

平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿
何(都道府県)選挙管理委員会

政治団体の名称 税理士による〇〇後援会
事務所の所在地 東京都品川区大崎1-11-8
代表者の氏名 日税 太郎 ㊟

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

ふりがな	ぜいりしによる〇〇こうえんかい		政治団体の区分	
政治団体の名称	税理士による〇〇後援会		<input type="checkbox"/> 政党 <input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体(政党が指定) <input type="checkbox"/> 政治資金規正法18条の2第1項の規定による政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	
			国会議員関係政治団体の区分	
			<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
目的	別紙のとおり		組織年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
主たる事務所の所在地	(〒141-0032) 電話(03-5435-0910) 東京都品川区大崎1-11-8			
主たる活動区域	東京			
区分	氏名	住所・電話	生年月日	選任年月日
ふりがな	にちぜい たろう	〒141-0032 電話(03-5435-0910)	大・㊟・平	平成
代表者	日税 太郎	品川区大崎1-11-8	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
ふりがな	にちぜい じろう	〒141-0032 電話(03-5435-0910)	大・㊟・平	平成
会計責任者	日税 二郎	品川区大崎1-11-8	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
ふりがな	にちぜい さぶろう	〒141-0032 電話(03-5435-0910)	大・㊟・平	平成
会計責任者の職務代行者	日税 三郎	品川区大崎1-11-8	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
支部の有無	有・㊟	課税上の優遇措置の適用関係の有無		㊟・無
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類			
	<input type="checkbox"/> 衆議院議員(現職) <input type="checkbox"/> 衆議院議員(候補者等) <input type="checkbox"/> 参議院議員(現職) <input type="checkbox"/> 参議院議員(候補者等)			
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名		公職の候補者に係る公職の種類	
	(ふりがな) 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇		<input type="checkbox"/> 衆議院議員(現職) <input checked="" type="checkbox"/> 衆議院議員(候補者等) <input type="checkbox"/> 参議院議員(現職) <input type="checkbox"/> 参議院議員(候補者等)	

- (注意)
- 1 にチェックを入れてください。
 - 2 代表者の氏名欄は記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
 - 3 組織日の翌日から起算し、7日以内に届け出ること。
 - 4 団体名称は、政党及び政治資金団体と類似しないこと。
 - 5 「主たる事務所の所在地」は、○丁目○番○号○〇号室(○〇方)まで記載すること。
 - 6 生年月日の年号欄に該当するものに○をすること。
 - 7 「課税上の優遇措置」とは、個人寄附に対する税制上の優遇措置のことである。
この優遇措置の対象となる団体(適格団体)は次のような団体に限られる。
 - ①政党及び政党支部
 - ②政治資金団体
 - ③現職の国会議員が主催する又は主な構成員である政治団体(国会議員氏名届を提出)
 - ④政策研究団体(国会議員氏名届を提出)
 - ⑤衆議院議員、参議院議員、都道府県の長及び議員、政令指定都市の長及び議員(候補者、候補者となろうとする者を含む)の後援会
(国会議員関係政治団体に該当する旨の通知又は被推薦書を提出)
注:一般の区市町村の長と議員の後援会は対象外である。
 - 8 提出部数は3部。(1部は本人控え分として受領印を押し返却。)
 - 9 添付書類 すべて3部必要(③④については、一部は正本、2部はコピーでもよい)
 - ①規約(全団体必須)
 - ②国会議員氏名届(現職の国会議員が主催する又は主要な構成員である政治団体と政策研究団体。)
 - ③被推薦書(都道府県又は政令指定都市の長・議員(候補者、候補者となろうとする者を含む)の後援会)
 - ④国会議員関係政治団体に該当する旨の通知
(政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体)
 - 10 資金管理団体の指定も同時にする場合、「資金管理団体の指定届」も同時に提出すること。

《Q & A》

Q：後援会は同一選挙区に複数あってもよいか。

A：後援会の結成は、原則として1選挙区1後援会が望ましいでしょう。参議院選挙の複数区や地域事情等により複数存在する場合は、後援会会員である前に税理士としての品位・資質をもって、節度ある後援会活動をする必要があります。

Q：地方自治体の首長を対象に後援会を結成したいが……

A：地方自治体の外部監査人制度や行政不服審査法に係る審理員、第三者機関の委員等の関連もあり、当面、都道府県及び中核市以上の首長を対象にした後援会の結成を積極的に取り組むべきです。日税政においても助成金及び後援会旗等の交付を行い、結成支援の充実を図っています。

Q：後援会の会員は、税理士のみとすべきか。

A：後援会は、「税理士による国会議員等後援会」と称しており、名は体を表すことわざの如く、「税理士による後援会」であり、税理士中心の後援会であります。

しかしながら、税理士のみで組織するだけでは、十分な活動と成果をあげることができないので、税理士の家族、税理士事務所の職員、税理士の関与先・関係者を含めた組織作りをする場合があります。平成25年度に後援会対策委員会が行ったアンケートによれば、回答数220後援会のうち3.2%にあたる7後援会が税理士以外を会員としています。

この場合、税理士を「正会員」とし、その他の構成員を「賛助会員」として組織することが望ましいと考えています。

なお、政治資金規正法の関係上、税理士法人又は関与先法人は後援会に加入できません。

Q：後援会の会費について、会員の理解をより一層得られるような規定としたいが、どのようにすればよいか。

A：後援会規約には、会費の徴収と寄附に関する規定が必要です。

月次会費・年次会費に相当する「通常会費」を徴収し、各種行事のたび毎に「臨時会費」を徴収するのが理想的な後援会の財務運営であります。

税政連からの助成金や被後援者等からの資金提供に頼らず、後援会が独自に集める会費、特に通常会費の徴収を組織充実の一要素であると捕らえた財務方針が必要であります。

なお、「税理士による後援会」であるためにも、賛助会員からの通常会費の徴収は避けるべきです。

第2章 日常活動

2-1 年間スケジュール

1年間の活動計画について、次の事項を斟酌しながら、総会・各種集会・被後援者との接触・役員会等の年間スケジュールを予め決めておく必要があります。

- (1) 被後援者に関連する選挙があるか否かにより、全く異なる活動をしなければなりません。
- (2) 時宜に応じ、目的にかない、会員の負担にならず、飽きのこない活動を心掛け、いつも同じ様な活動パターンにならないよう、創意と工夫が必要です。
- (3) 被後援者と会員とのコミュニケーション、心の繋がりがより強くなるような計画・配慮が大切です。
- (4) 後援会の活動計画の立案にあたっては、税理士会・税政連・関連団体の行事開催予定等を情報収集します。
- (5) 国会、政府・政党等の委員会等開催予定、国政・地方の選挙予定等の政治情報を収集します。
- (6) 一般的には、被後援者のスケジュールを調整している秘書がいるので、その秘書との連絡パイプを作っておくことは特に重要です。
- (7) 政治活動に多忙を極めている被後援者が多いので、出席を確約した被後援者からの突然の遅刻・早退・欠席を予め想定した対応策、例えば、配偶者の代理出席・行事進行の変更・会員への緊急連絡等を検討しておくことも大切です。

後援会開催行事等	年間開催回数	摘要
定期総会	年1回	支部会員への案内状送付
後援会役員会	年1回以上	
収支報告書の提出	年1回	政治資金規正法に基づく書面
被後援者への陳情	その都度	本部の要請に応じて
国政報告会・研修会	年1回以上	
ミニ懇談会	年2回以上	若手税理士の参加を呼びかける。
現職議員の確申期会場視察	年1回	
後援会だよりの発刊	年2回以上	

2-2 総会、各種講演会等

次のような集会を時々企画して、被後援者と会員・賛助会員との交流の機会をつくり、定期総会をはじめ、実情に応じた陳情・意見交換会・勉強会・懇親会等を適宜、組み合わせて実施します。集会の内容により、税政連との共催・後援も一つの方法です。

1. 定期総会

年1回、被後援者臨席のもとに総会を開催し、被後援者には税理士業界に関連する政局の動向等の時局講演を依頼します。全会員を対象とした総会を開催してください。総会開催に際しては、事前に役員会を開催し、会議の進行や会員への周知等について打ち合わせます。マニュアルや文書例は次のとおりです。

(1) 役員会の開催

できれば、被後援者又は秘書の出席を求め、次の事項について決定します。

○議案の確定 ①活動報告 ②決算報告 ③活動計画 ④収支予算 ⑤役員改選 ほか

○総会日時・場所の決定

○懇親会の開催（会費の額ほか）

○来賓・招待者の確定

○その他総会運営に必要な諸準備

(2) 総会開催通知の発送(招待者を含む)

(3) 総会次第(例)

第1部 国政報告会(会員研修会)または地方行政報告会(例、県政報告会、市政報告会等)サブタイトルとして、対象者を念頭にしたタイムリーで話題性のあるテーマを選定し、ネーミングにも一工夫を。

1 開会あいさつ、2 講師紹介(被後援者本人以外の講師を迎えるにあたっては、被後援者又は秘書と協議のうえ講師を決定し、文書で要請します。)、3 国政報告(研修)、4 謝辞、5 閉会あいさつ

第2部 総会

1 開会あいさつ、2 来賓紹介、3 議長選任、4 議事(①活動報告 ②決算報告 ③活動計画 ④収支予算 ⑤役員改選 ほか)、5 被後援者あいさつ、6 来賓あいさつ、7 祝電披露 8 閉会あいさつ

第3部 懇親会

1 開宴あいさつ 2 乾杯<懇談> 3 万歳三唱 4 閉宴あいさつ

(4) この他、①進行表・分担表、②役務分担表、③被後援者日程表、④会場配置図、⑤チェックリスト、⑥配布資料等を準備します。議案書以外の配布資料(被後援者の機関紙など)については、秘書と相談して決めます。

(5) 税政連等への報告事項

①代表者、会計責任者の交替等選管届出事項については、選挙管理委員会へ届出するとともに税政連に報告します。

②税政連に開催の報告をするとともに議案書(関係資料を含む)を提出します。

(6) 開催通知等の文書例は次頁のとおりです。

役員会開催通知書

令和 年 月 日

役員各位

税理士による〇〇〇〇後援会
幹事長 〇 〇 〇 〇

役員会開催のご案内

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
本後援会の活動につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、下記により、本後援会の役員会を開催することといたしました。
つきましては、御多忙の折誠に恐縮ですが、お繰り合せのうえ、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分
2 場 所
3 議 題 1 総会の開催について
2 今後の活動について
3 その他

(注) 食事の準備がある場合には出欠の連絡先などその旨明記します。

総会開催通知書

令和 年 月 日

会員各位

税理士による〇〇〇〇後援会
会 長 〇 〇 〇 〇

総会開催のご案内

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
本後援会の活動につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、下記により、〇〇〇〇先生をお迎えして本後援会の総会を開催し、総会終了後、引き続き先生を囲んで懇親会を催すことといたしました。
つきましては、御多忙の折誠に恐縮ですが、お繰りあわせのうえ、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分
2 場 所
3 議 題 1 活動報告について
2 決算報告について
3 活動計画について
4 収支予算について
5 役員改選について
6 その他

2. 臨時総会

臨時総会は、定期総会の開催時期以外に、税政連からの特別提案、後援会としての必要等ある場合等に開催します。また、必ず被後援者の出席を求めます。被後援者の都合がつかないときは、被後援者の配偶者又は秘書に代理出席を求めてください。

3. 後援会結成周年記念祝賀会、被後援者要職就任祝賀会

後援会結成周年記念祝賀会は、節目節目に、通常の集会とは違った雰囲気で開催することにより、新鮮さと活気が出てきます。

被後援者要職就任祝賀会は、大臣・副大臣・政務官・委員長等の要職に就任した被後援者の祝賀会は、別の団体が大々的に主催する場合もあるので、積極的に参加協力し、祝賀会場の特定テーブルに集結する等により、存在感をアピールするのも、一つの方法です。後援会が独自に開催する場合は、定期総会・時局講演会等と同時開催すれば負担も軽減されます。

なお、政治資金規正法上の政治資金パーティーに該当する場合がありますので、事前に所属税政連と協議してください。

(1) 企画案の作成

大まかな企画案ができあがると、役員会で実施可能なものか検討します。企画が決定すると、これを実行に移すための実施計画をつくります。その際、① 担当者、権限、責任を明確にした組織の編成、② 案内状、招待状、参加呼びかけなどの広報計画、③ スケジュール表等を盛り込みます。

(2) 対象者

①後援会会員、②招待者、広報関係者、③後援会会員及び家族、事務所職員、関与先、一般市民

(3) 周知の方法

①全会員に文書を発送します。出席数を把握するため、ハガキを同封します。

②関係役員に出席を要請します。

③関与先を含む場合は、案内状を発送する際に後援会で作成したチラシ等を同封します。

④出席状況が不調な場合には、地元支部長、任意団体等に出席方の勧奨を依頼します。

(4) 開催通知等の文書例は次頁のとおりです。

①結成周年記念祝賀会用

○会員への通知書

令和 年 月 日
会員各位
〇〇税理士政治連盟 会長 ○ ○ ○ ○ 税理士による〇〇後援会 会長 ○ ○ ○ ○
「税理士による〇〇後援会」結成〇周年記念祝賀会のご案内
〇〇の候 会員の先生にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。 表題のとおり、「税理士による〇〇後援会」は、結成以来、はや〇年を経過いたしました。この間、地元（選挙区名）の（支部名）の先生方から一方ならぬご協力ご支援を賜りましたこと、心から御礼申し上げます。 〇〇先生におかれましては、（議員の活動状況を報告） 後援会では、〇〇先生の一層のご活躍を願って、今般、下記により祝賀会を開催することといたしました。 先生には、大変お忙しいことと存じますが、是非ご出席戴き、〇〇先生に感謝のお言葉を賜りますようお願い申し上げます。
記
1 日 時 令和 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分 2 場 所 （同封地図参照） 〇〇市 町 丁目 番 号 電話（ ） - 3 会 費 金 円也 （当日、受付にて申し受けます） ※ 出席・欠席のご返事は、恐縮ですが、 月 日までにお問い合わせ致します。

○来賓・招待者・報道関係者等への案内書

令和 年 月 日
日本税理士政治連盟会長 殿 〇〇新聞社政治部長 殿
〇〇税理士政治連盟 会長 ○ ○ ○ ○ 税理士による〇〇後援会 会長 ○ ○ ○ ○
「税理士による〇〇後援会」結成〇周年記念祝賀会のご案内
〇〇の候 貴台ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。 さて、「税理士による〇〇後援会」は、 月 日をもって後援会結成〇周年を迎えました。 そこで、本連盟及び本後援会との共催並びに〇〇税理士政治連盟の後援により、下記のとおり祝賀会を開催する運びとなりました。 つきましては、ご多用のところ恐縮に存じますが、ご臨席を賜りますよう、ご案内申し上げます。 おって、同封ハガキによりご出欠のご返事をいただければ幸いと存じます。
記
1 日 時 令和 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分 2 場 所 （同封地図参照） 〇〇市 町 丁目 番 号 電話（ ） -

②要職就任祝賀会用

○会員への案内状

会員各位	令和 年 月 日
	○○税理士政治連盟 会長 ○ ○ ○ ○ 税理士による○○後援会 会長 ○ ○ ○ ○
○○議員の○○副大臣就任祝賀会のご案内	
○○の候 会員の諸先生にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。 さて、ご承知のとおり、○○先生におかれましては、去る○月、衆議院（参議院）○○副大臣（○○大臣政務官、○○委員長）にご就任され、多忙な毎日を過ごしておられます。	
（財務金融委員長、財務大臣政務官等の場合） 日税連の税制改正に関する要望もまとめ、既に業界の要望の実現に向けての陳情活動が積極的に実施されております。その一環として財務金融委員長（財務大臣政務官）の地元後援会が行動を起こすべく、関係機関との協議のうえ、下記のとおり祝賀会を開催することといたしました。 先生には、大変お忙しいことと存じますが、是非ご出席いただき、○○議員にお祝いのお言葉を賜りますようお願い申し上げます。	
記	
1 日 時	令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分
2 場 所	(同封地図参照)
3 会 費	○○市 町 丁目 番 号 電 話 () - 金 円也 (当日、受付にて申し受けます)
※ 出席・欠席のご返事は、恐縮ですが、 月 日までにお問い合わせ致します。 「この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。」	

○来賓・招待者への案内状

日本税理士政治連盟 会長 殿	令和 年 月 日
	○○税理士政治連盟 会長 ○ ○ ○ ○ 税理士による○○後援会 会長 ○ ○ ○ ○
○○議員の○○副大臣就任祝賀会のご案内	
○○の候 貴台ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。 さて、ご承知のとおり、この度（選挙区名）選出の○○先生が衆議院（参議院）○○副大臣（○○大臣政務官、○○委員長）にご就任されました。 そこで、本連盟及び本後援会との共催並びに○○税理士政治連盟の後援により、下記のとおり祝賀会を開催する運びとなりました。 つきましては、ご多用のところ恐縮に存じますが、ご臨席を賜りますよう、ご案内申し上げます。 おって、同封ハガキによりご出欠のご返事をいただければ幸いと存じます。	
1 日 時	令和 年 月 日 () 時～ 時
2 場 所	(同封地図参照)
	○○市 町 丁目 番 号 電 話 () -

4. 各種講演会・研修会

時局・国政・税制等をテーマとして、被後援者の日程の許す限り時々開催し、会員・賛助会員はもとより、未加入者にも参加を呼びかけます。特にミニ懇談会を開催し、若手税理士の参加を促し対談形式を取り入れる等マンネリ化の打破や組織拡大を意識した企画が必要です。

開催通知等の文書例は次のとおりです。

企画案（時局講演会）企画案

時局講演会企画案	
1 名称・目的	〇〇時局講演会、サブタイトル「 国民的関心事の〇〇について税の専門家である我々の〇〇後援会 と〇〇税政連が主催し多くの納税者に理解を求める。」
2 日 時	令和 年 月 日 () ① 講演会 時～ 時 ② 懇談会 時～ 時
3 場 所	〇〇ホテル 〇〇市〇〇町 (電話) ー
4 主 催	税理士による〇〇後援会、〇〇税理士政治連盟
5 協 賛	日本税理士政治連盟、〇〇税理士政治連盟
6 会 費	懇談会費 円
7 次 第	
講演会	① 開会の辞 (担当者：) ② 会長挨拶 ③ 来賓祝辞 日本税理士政治連盟、〇〇税理士政治連盟 ④ 講 演 講師 衆議院議員〇〇〇〇先生 テーマ「 」 ⑤ 閉会の辞 (担当者：)
参加見込 会員	人、家族・事務所職員 人、関与先等 人
懇談会	① 開会挨拶 ② 乾 杯 ③ 被後援者挨拶 ④ 閉会挨拶
8 予 算	

講師要請文書（時局講演会）

先生	令和 年 月 日
	〇〇税理士政治連盟 会長 〇 〇 〇 〇
講師派遣のお願い	
拝啓 〇〇の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。 さて、このたび、当連盟（会員数 人）では〇〇改正問題について会員の理解を深めるため、下記により「〇〇〇〇研究会」を開催することと致しました。 つきましては、ご繁多の折、誠に恐縮でございますが、〇〇改正の趣旨及び業界から出ている問題点、または今後の展望についてのご講演をお願いしたいと存じます。	
敬 具	
記	
1 日 時	令和 年 月 日（ ） 午後 時から（時間 分程度）
2 場 所	〇〇ホテル 〇〇市〇〇町 電話（ ） ー
3 テーマ	「 」について 連絡先 〇 〇 〇 〇 電話（ ） ー

講師への礼状（時局講演会）

先生	令和 年 月 日
	〇〇税理士政治連盟 会長 〇 〇 〇 〇
ご講演の御礼	
拝啓 〇〇の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。 さて、過日の「〇〇〇〇研究会」実施に当たりましては、ご繁多にも拘らず遠路お出掛けいただきご講演賜り衷心より感謝申し上げます。 とりわけ、〇〇問題は私ども税理士にとって大きな関心事であり、講演の内容からも多く学ぶものがあり、参加者全員満足しております。厚く御礼申し上げますとともに、今後とも当連盟の会務運営につきまして格別のご理解とご指導を賜りますようお願い申し上げます。 まずは、略儀ながら書中をもって御礼申し上げます。 敬 具	
追伸 はなはだ不出来ではございますが、写真数葉同封申し上げましたので、ご受納下さいますようお願い申し上げます。	

5. 被後援者を囲む会等

時局講演会とは異なり、比較的少人数の集会ですが、役員以外の参加にも配慮してください。

(1) 朝食懇談会、秘書との懇談会等

多忙な政治活動に追われている被後援者へのアPOINTは、困難な場合が多いので、被後援者のスケジュールに合わせて朝食懇談会を開催したり、身近にいる後援会担当の秘書を通じて、税政連の要望事項等を説明し、理解してもらう必要があります。年1回程度は、秘書との懇談会等を開催してください。

(2) 被後援者主催行事への参加

被後援者の政治団体等が主催する各種行事には積極的に参加し、後援会旗を有効に活用する等後援会の存在感を認識してもらう努力をしてください。

(3) 開催通知等の文書例は次のとおりです。

朝食懇談会通知書（税政連あて協力要請）

令和 年 月 日
〇〇税理士政治連盟 会長 殿
税理士による〇〇後援会 会長 ○ ○ ○ ○
〇〇議員との朝食懇談会への臨席方お願い
謹啓 〇〇の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 さて、このたび下記により、〇〇議員との懇談会を開催することとなりました。 つきましては、御多忙の折から誠に恐縮に存じますが、貴職並びに関係役員のご臨席を賜りますようご案内申し上げます。 敬 具
記
1 日 時 令和 年 月 日 () 午前 時 分 懇談会 午前 時 分～ 時 分
2 場 所 〇〇市〇〇町 電話 () ー

懇談会通知書（例1）

令和 年 月 日	
税理士による〇〇後援会 会 員 各 位	税理士による〇〇後援会 会長 〇 〇 〇 〇
〇〇議員との懇談会のご案内	
<p>会員先生には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、かねてから後援会の会務運営にご協力をいただき御礼申し上げます。</p> <p>さて、衆議院の解散・総選挙の日程もほぼ決ったかの感もありますが、〇〇税理士政治連盟では下記の要領で〇〇議員を囲み国政の情勢を聞き、税制などに対する我々の要望を陳情し、かつ、今後の活躍を期待して、励ますための会を開くことにしました。</p> <p>ご多忙中とは存じますが、後援会の目的・意義を再確認するためにも、是非ご参加下さるようご案内申し上げます。</p>	
記	
1 日 時 令和 年 月 日 () 時 分	
2 場 所 〇〇商工会議所 〇階 大会議室 電話 () -	

懇談会通知書（例2）

<p>謹啓 〇〇の候、先生にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。</p> <p>平素は「税理士による〇〇後援会」の活動につきまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、来る 月 日 ()、〇〇大臣が〇〇代議士の励ましの会に出席されるため当地を訪問されるととなり、私たち税理士にとってまたとない好機と存じます。</p> <p>税制等の改正問題と地元経済の建て直し等、膝を交えた貴重な時間をいただくこととなりました。短い時間ではございますが、是非ご出席いただき、〇〇大臣、〇〇代議士を囲んでの忌憚のない意見の交換を致したくご案内申し上げます。</p> <p>また、引き続き、「〇〇を励ます会」も催されますので、何かと御多忙の中、恐縮ではございますが、併せて宜しく願い申し上げます。</p>	
敬 具 税理士による〇〇後援会 会長 〇 〇 〇 〇	
記	
日 時 令和 年 月 日 () 時 分 (時間厳守願います)	
場 所 電話 () -	

2-3 税務支援の実情視察

所得税確定申告期に税理士会が行う税務相談会場の現場を被後援者に見てもらうことは、税理士及び税理士会の活動を理解してもらうために不可欠です。

1 税務支援の実情視察の意義

関係議員へ税務支援の現状、税理士の社会貢献事業について理解してもらいます。

2 議員への視察要請

後援会から、直接関係議員に文書で要請します。

3 その他留意事項

- (1) 案内・説明者は、後援会の会長・幹事長等が行います。
- (2) 必要に応じて税政連役員に参加を要請します。
- (3) 視察する会場との打合せ・連絡、議員日程表、視察終了後の懇談・陳情等を事前に準備します。
- (4) 視察終了後は、税政連への報告を忘れずに行ってください。

《文書例》

国会議員への要請文書（税務支援の実情視察）

令和 年 月 日

衆（参）議院議員
〇〇〇〇 先生

〇〇税理士会
会長 〇〇〇〇
〇〇税理士政治連盟
会長 〇〇〇〇

当会の行う「無料税務相談」に実情視察方お願いについて

謹啓 時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会並びに当政治連盟に対しましては、格別のご指導とご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当会では、税理士法に基づき税理士の社会貢献を果す一環として、毎年個人の確定申告期に広く小規模納税者を対象に、2月中旬より3月上旬に至る間、当会の地域で延べ〇〇〇〇カ所の会場において無料税務相談を積極的に実施しております。

ちなみに、今年の当会管内に置いて実施した無料税務相談の状況は、出動した税理士数は延べ〇〇〇〇〇人、相談した納税者数も実に〇〇〇〇〇人に達しております。

このほか、地域の商工会、商工会議所、青色申告会等の要請に応じて出動した税理士数は延べ〇〇〇〇〇人、相談納税者数は〇〇〇〇〇人であり、実に膨大な納税者に奉仕いたしている現状であります。

つきましては、政務何かとご多端の折とは存じますが、是非とも私どもの実施しております無料税務相談会の実施状況をご視察いただき、更にご指導とご理解を賜りたくご案内申し上げます。

なお、ご視察に際しましてのご案内及び日時、場所等の詳細なご連絡方につきましては、地元税理士が当たらせていただくこととなっておりますので何卒宜しくご願ひ申し上げます。

敬具

2-4 会員の増強

1. 会員増強の必要性

会員数の拡大とともに、会員意識の高揚を図るための会員増強策が必要です。税理士会等での日頃の交流・人脈等の活用も大切であり、後援会の日常活動の活性化による後援会・被後援者の魅力をPRすることも、会員の増強に繋がります。

また、規約に賛助会員制度を設けて会員の拡大をすれば、選挙の時の大きな戦力に繋がります。税理士会員の冠婚葬祭に際し、後援会役員名の名刺を持参することによりPRを図っている後援会もあります。

ただし、選挙前の時期などに会員の拡大運動に名を借りて、事実上の選挙運動に当たるような場合には、事前運動の禁止に当たるので、注意する必要があります。

2. チラシ・パンフレット作成上の注意事項

会員の増強を目的としたチラシやパンフレットを作成する場合は、<いつまでも読者の手元に保存される可能性があること>を念頭に、次の点に注意しましょう。

◇ 視覚に訴える・・・文字だけでなく、写真やイラストを使ってレイアウトに工夫し、楽しく読めるようにしましょう。

◇ タイトル・キャッチフレーズの表現に注意する・・・最初に読者の注意を引きつけるので、読者に強い印象を与え、これに続く文章を読むための動機付けになるよう工夫しましょう。

《文書例》 加入勧奨文書

令和 年 月 日
税理士先生
「税理士による〇〇後援会」入会のお願い
拝啓 師走の候、何かと御多忙のことと拝察致します。
さて、本日文書を差し上げましたのは、〇〇税理士政治連盟が推薦している〇〇代議士の後援会組織「税理士による〇〇後援会」へご入会いただきたく、特にお願い申し上げた次第であります。
税理士業務に関連した法律の改正及び制定は、それぞれ財務省等が法律案を作成の上、国会に提出されることとなります。この法律案作成に対し業界の意見を集約し、その意思を審議機関たる国会に反映させるには、国会議員を通じて文書による陳情を行うことが通常のやり方であると思います。したがって、国会に発言の場を持つ業界ほど日頃から国会議員とのコンタクト（接触）が強い業界であると考えられます。
〇〇代議士は、（以下、税理士業界のための活動紹介）
私どもの良き理解者である同代議士を支援するため「税理士による〇〇後援会」へ一人でも多くご加入されますようお願い申し上げます。
税理士先生ご本人はもとより、ご家族、事務所職員、関与先の皆様へも声を掛けてください。
入会の手続きは、同封の申込書にご記入のうえ、返信用封筒により郵送くだされば完了します。どうか、国会における税理士の発言力を強めるため、ご協力くださるようお願い致します。
なお、入会の手続きは、令和 年 月 日までとしましたので、よろしく申し上げます。
敬 具
税理士による〇〇後援会
会 長 ○ ○ ○ ○
副会長 ○ ○ ○ ○
幹事長 ○ ○ ○ ○

税理士による〇〇後援会の歩み

当後援会は、〇〇氏を支援するため、 年 月 日、〇〇税理士会〇〇支部会員の有志をもって結成され、初代会長には〇〇会員が就任いたしました。

ご高承のとおり、〇〇氏は、 年 月に見事、衆議院議員に初当選されました。この陰には、後援会会員の積極的な活動が大きな成果を上げたことも見逃すことのできない事実であります。

その後、〇〇、〇〇両支部の会員有志の話合いの結果、 年 月 日に開催された定期総会で新役員のメンバーを決定し、第〇次執行部が発足しました。

現在、後援会は、〇〇、〇〇両支部の会員をもって組織されておりますが、選挙区が分区される情勢にあるのを受けて、これへの対応を図っております。

1 後援会の活動状況

年 月 日 定期総会
年 月 日 議員を囲む会
年 月 日 新年会
など

2 被後援者への陳情活動状況

年 月 日 税制問題で陳情（於：〇〇市）
年 月 日 税制問題で陳情（於：議員会館）
年 月 日 税制問題で陳情（於：議員会館）
など

3 被後援者のプロフィール

初当選の年、当選年／これまでの主な役職（党、政府、委員会）／現在の役職（党、政府、委員会）／趣味など

2-5 その他の活動

(1) 忘年会・レクリエーション等

忘年会・レクリエーション等に被後援者を案内し参加いただくことは、各種集会和異なり、会員の親睦が目的であるため、会員相互と被後援者との親密なコミュニケーションが形成できるので、機会ある毎に出席の要請を被後援者に行ってみましょう。

(2) 被後援者のための掲示板設置場所の提供

野外の掲示板設置場所の無償提供を求めている被後援者がほとんどであり、税理士事務所・住所等の外壁・窓・フェンスの1㎡程度を積極的に提供すれば、大変感謝されます。

ただし、寄附には無償提供も含まれますので、ご注意ください。なお、法人が政党及び政治資金団体以外に寄附をすることは禁止されています。

(3) 祝電・弔電の要請

会員又は家族等の慶事・弔事に際し、事前に了承をとり、被後援者の後援会担当秘書に祝電・弔電の要請をすれば、快く応じてくれます。時には、被後援者本人又は秘書が参列してくれます。

ただし、被後援者が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、一定の例外を除き禁止されています。特に結婚式または葬儀については、被後援者本人が参列することなく祝儀・香典等を寄附することは罰則の対象とされています。また、秘書など被後援者以外の者が被後援者名義で寄附することも禁止されています。これらの寄附を求めることも禁止されていますので注意が必要です。

2-6 登録政治資金監査人

政治資金規正法に規定する国会議員関係政治団体は、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、総務省の研修を修了した登録政治資金監査人（政治資金適正化委員会の登録を受けた税理士、弁護士、公認会計士）による政治資金監査を受けることが義務付けられています。登録政治資金監査人は、政治資金の1年間の全支出(人件費を除く。)について、領収書と会計帳簿を照合したうえで、政治資金監査報告書を作成します。政治資金監査報告書は、収支報告書とともに公開されます。

日税政は、登録政治資金監査人制度について、税理士が積極的に登録政治資金監査人として登録し、当該監査に従事するよう、日税連・単位税政連と連携し必要な施策を講じています。

また、税理士による国会議員等後援会についても、寄附金控除に係る申請をしている場合は、同法第19条の7に規定する国会議員関係政治団体となり、登録政治資金監査人による監査を義務付けられます。

さらに、税理士による国会議員等後援会がこの国会議員関係政治団体ではない場合でも、税理士は、登録政治資金監査人として被後援者の監査を依頼される場合があります。登録政治資金監査人である税理士が、監査を依頼された国会議員に寄附を行った場合等でも、政治資金規正法には抵触しませんが、マスコミに批判的に報道された例もあります。

例え不適切な批判であってもマスコミ等にとりあげられ被後援者に迷惑がかかることを避けるため、総務省が公表しているQ&A等を参考として、厳正な後援会の運営と業務の執行に心掛けてください。

○総務省ホームページより「政治資金監査に関するQ&A」（平成26年6月版）(抜粋)

確定申告を受託している税理士による政治資金監査

Q 登録政治資金監査人が、税理士業務として、国会議員の所得税確定申告について受託している場合、当該国会議員に係る国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことは差し支えないか。

A 登録政治資金監査人又はその配偶者が国会議員に係る公職の候補者の確定申告について受託していることは、当該候補者に係る国会議員関係政治団体に対する政治資金規正法上の業務制限に該当しません。

ただし、当該候補者の確定申告を行っている場合は、当該候補者と経済的な利害関係を有していることから、当該国会議員関係政治団体と直接の関係はないものの、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つ観点から、政治資金監査を行うことは望ましくありません。

また、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の指名は政治資金監査報告書において明らかになります。

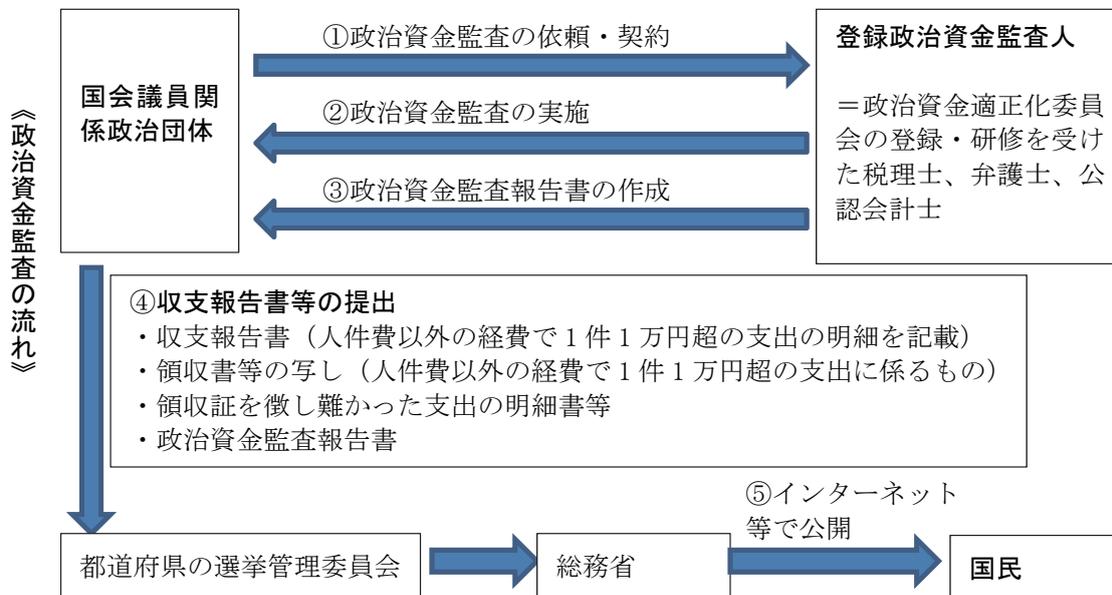
後援会代表者による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査

Q 特定の国会議員の後援会の代表者が登録政治資金監査人として同じ国会議員が代表を務める政党支部の政治資金監査を行うことはできるのか。

A 登録政治資金監査人又はその配偶者が、ある国会議員に係る公職の候補者の国会議員関係政治団体甲の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべきもの(以下「代表者又は会計責任者等」という。)である場合に、同一の候補者に係る他の国会議員関係団体乙に対する政治資金監査を行うことは、当該候補者に係る国会議員関係政治資金団体に対する政治資金規正法上の業務制限に該当しません。

ただし、甲の代表者又は会計責任者等である登録政治資金監査人は、乙と直接に連携して活動を行っている場合もあると考えられ、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つ観点から、政治資金監査を行うことは望ましくありません。

また、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかになります。



第3章 陳情活動

3-1 陳情活動

税理士会自体の使命として税理士制度の改善と進歩を図ることは当然であり、平成26年の税理士法改正は大きな成果をあげましたが、時代にあった更なる税理士法改正は必要です。また、日税政規約第4条にもあるとおり、納税者のための租税制度並びに税務行政の確立に資するため、毎年の税制改正等に対し、常時後援会活動を通じ効果のある陳情活動を行うべきです。

税理士業界を取り巻く諸制度は、立法上及び行政上の調整が様々発生しており、これら諸制度を解決するために税政連は、国会議員、政党、政府等に税理士業界の立場を理解してもらうため趣旨説明、陳情等を精力的、積極的に行う活動が陳情活動なのです。

3-2 陳情者自身の理解

陳情を実施する前に、その陳情者自身が陳情の内容について十分に理解する必要があります。陳情者は、陳情の趣旨を簡潔に的確に国会議員に応答ができるように陳情のポイントを理解していなければなりません。国会議員には常日頃より連絡をとり、土曜日、日曜日等地元へ帰郷した時には理解し合えるように心掛けるべきです。

陳情の要領は次のとおりです。

- (1) 陳情書を議員に直接手渡しをして趣旨を説明します。
- (2) 議員の帰郷日時を地元事務所の秘書や事務局担当者に聞き、直接会える日時を連絡します。議員不在のときは秘書に趣旨を伝え、陳情書を手渡します。
- (3) 議員、秘書不在の時でも地元事務所の事務局担当者に名刺を添えて手渡しをします。また、後日議員に直接電話します。
- (4) 陳情者は後援会長、幹事長、支部長(支局長、地区長)等後援会役員にて陳情をします。
- (5) 集会時の陳情や他団体との同時陳情は効果が薄くなります。
- (6) 年末・年始の陳情は当然です。単位税政連より法改正の陳情内容が連絡されたときは、後援会は早急に陳情を実施します。

3-3 陳情の場所等

陳情を行う場合には、後援会担当の秘書に事前に連絡をし、日時、場所は国会議員の日程に合わせてみます。陳情の際には、国会議員に直接行う場合でも秘書にも陳情を理解してもらうために同席してもらうと良いでしょう。

議員会館で陳情を行う場合には、議員会館入口の受付で「面会証」に所定の事項を記入し、受付係員から許可を受けて入館します。国会での陳情となった場合は、議員秘書に「通行証」を手配してもらい、案内をお願いします。

3-4 陳情参加者

陳情の日時が決定したら陳情参加者を決定します。その際、陳情参加者は、後援会の役員はもちろん、税政連支部長(地区長、名前は地区により異なる)、副支部長(副地区長)に参加して頂き、税政連の幹部にも連絡し、参加を依頼します。陳情参加者の人数が多いほど、陳情を受ける国会議員は陳情の趣旨に力を入れて頂けます。また、議員の役職、影響

力に応じて日税政に対しても参加を依頼します。議員会館のみでなく地元事務所にも常日頃連絡をすることが必要です。

3-5 陳情報告書の作成

陳情が終了したら報告書を作成し、所属税政連に提出します。

〇〇税理士政治連盟 御中
FAX〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
アドレス〇〇@〇〇.jp

報告書（〇〇に関する陳情）

〇〇後援会

議員氏名 (政党、選挙区)	日 時 場 所	出席者	結果の概要(議員からの意見、感触等をご記入ください)
日税 太郎 (〇〇党・〇〇1区)	令和〇年〇月〇日 13時30分～14時 〇〇市△町3-2-1 日税太郎後援会事務所	日税太郎議員 秘書 日税次郎他1名 後援会長 税政 次郎 〇〇税政連幹事長 税理 三郎	要望書等手交のうえ要望事項を説明した。議員からは、全面的に協力をすると感触を得た。また、今後の陳情においては、政務調査会の担当部長や〇〇大臣へも必ず陳情すべし等の助言を受けた。

※議員本人と面会できた場合は会報に掲載しますので、スナップ写真を撮影のうえ広報委員会あてご送付ください。

3-6 陳情活動の成果

税理士による国会議員等後援会は、税政連活動の中心として、日税政、単位税政連、日税連、単位税理士会と連携した活動により、これまで税理士制度・税制改正に関して、次のとおり数多くの大きな成果を挙げています。

1. 税理士法改正

後援会が活動を開始した昭和50年以降、昭和55年、平成13年と平成26年に税理士法の大きな改正が行われました。平成26年の税理士法改正では税理士資格自動付与が廃止されるなどの重要な改正が行われました。後援会はこれら税理士法改正の最も大きな原動力となりました。

2. 税制改正

日本税理士会連合会の税制建議を受けて、陳情活動を展開し、次のような項目が実現しました。

- ①事業税の外形標準課税は中小企業には導入しない
- ②法人税の欠損金の控除限度額を一律に縮減しない
- ③中小企業等の法人税率の特例の延長
- ④研究開発税制の拡大。
- ⑤小規模事業者の年末調整にかかる源泉所得税の納付期限の特例を届出により翌年1月20日まで延長
- ⑥個人事業者の消費税の納期限を翌年2月末日から3月末日に延長
- ⑦相続開始前3年以内に取得した土地・建物等についての相続税の課税価格の計算の特例（いわゆる「3年縛り」）の廃止

- ⑧ 取引相場のない株式等についての相続税の課税価額の軽減措置
- ⑨ 固定資産税の縦覧制度の改善
- ⑩ 中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
- ⑪ 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止
- ⑫ 事業承継税制の見直し
- ⑬ 災害税制の恒久化
- ⑭ マイナンバー制度の見直し

3. 会社法制

平成 14 年の商法改正で現物出資の評価証明等の有資格者として、税理士が弁護士、公認会計士と共に商法に明記されました。

平成 17 年に成立した会社法において、制度化された「会計参与」の有資格者として、税理士と公認会計士が会社法に明記されました。

4. 地方公共団体の外部監査

平成 9 年の地方自治法改正において制度化された地方公共団体外部監査人の有資格者として税理士が明記されました。

平成 30 年 4 月現在、全国で 23 の税理士による首長後援会が設立されており、税理士の外部監査人等の選任に向けた活動を行っています。

5. 登録政治資金監査人制度

平成 19 年の政治資金規正法改正において制度化された登録政治資金監査人の有資格者として税理士が明記されました。

平成 30 年 5 月現在、登録政治資金監査人に登録した 4,946 人のうち、75.5%、3,735 人を税理士が占めています。

6. その他

国税不服審査制度の見直し、社会保険労務士法改正、不動産コンサルタント問題等の懸案事項に対し税理士による後援会は積極的に対応しています。

第4章 選挙支援

4-1 選挙活動の基本的考え方

選挙というと、選挙違反の恐さと、知人をお願いする煩わしさと、ついつい避けて通りたいたいと思うのが人情です。

しかし、選挙は主権が国民に存する憲法の前文にあるように、民主政治の健全な発達を期す為のものですから避けて通れないことは解ります。

選挙には、してよいことと、いけないことがあります、それを認識すれば恐れることはありません。むしろ、出陣式などで、応援演説、弁士などを積極的に引受けて、各種の制度や体制の改善に尽力している税理士の姿をアピールして、その実現のために、代弁者の議員候補者を支援する演説は、候補者の当選に加えて、税理士の活動を社会にPRする絶好のチャンスと考えます。

安心して選挙活動ができるように、政治活動と選挙運動について、してよいこと、いけないことを十分に認識することが必要です。

4-2 政治活動と選挙運動について

我が国は議会制民主主義の形態をとり、政党やその他の政治団体、政治家の政治活動によって国民の政治的意思が形成され、選挙で選ばれた議員により国会において政治が行われています。日本の法制では、政治資金規正法が主に日常の政治活動について、公職選挙法が選挙における活動について、それぞれ規定しています。二つの法律はそれぞれ第1条でその趣旨について、次のとおり規定しています。

- 政治資金規正法第1条（目的）「この法律は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする。」
- 公職選挙法第1条（この法律の目的）「この法律は、日本国憲法 の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とする。

言い換えれば、公職選挙法では、広義の政治活動から選挙運動を除いたものを政治活動としています。一方、政治資金規正法でいう政治活動とは、選挙運動と政治活動の両方を含めたものを政治活動としています。

1 政治活動とは

政党その他の政治団体等がその政策の普及宣伝、党勢拡張、政治啓発等、政治上の目的をもって行われる一切の活動と規定されており、特定の候補者の当選を得るための行為ではありません。

2 選挙運動とは

- ①特定の選挙において
- ②特定の候補者の当選を目的として
- ③直接又は間接に働きかける一切の行為とされています。

選挙運動か通常の前政治活動かの区別については、それが行われたのがいつか、つまり選挙運動期間かどうかにより判断されることがあります。選挙運動期間は次のとおり、選挙によって異なりますので、注意してください。

○**選挙運動期間**（公示、告示～投票日前日）

衆議院議員	12日間	参議院議員	17日間
都道府県知事	17日間	都道府県議会議員	9日間
政令指定都市の首長	14日間	政令指定都市の議会議員	9日間
市長	7日間	市議会議員	7日間
町村長	5日間	町村議会議員	5日間

○**公示と告示**

衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙の期日の決定の公表を公示といいます。それ以外の選挙の期日の決定の公表を告示といいます。

○**選挙期間中とそれ以外の期間における行ってよい活動と行ってはいけない活動の比較**
(未定稿)

期間	選挙運動など	政治活動
公示・告示日前	○立候補準備行為 ○地盤培養行為 ○社会的儀礼的行為 <u><事前運動の禁止></u>	○政治活動 ○後援会活動 ○ <u>後援会加入勧誘文書頒布</u> ○ <u>候補者を推薦する行為</u>
選挙期間中	【選挙運動（投票依頼）】 ○個々面接 ○電話による投票依頼 ○幕間演説 ○選挙ハガキの郵送 ○選挙運動用ビラの配布 ○座談会（候補者と語る会）の開催 ×戸別訪問	○政治活動 ○後援会活動 × <u>後援会加入勧誘文書頒布</u> ※後援会勧誘に名を借りた投票依頼行為であると判断されるおそれがあるため × <u>候補者を推薦する行為</u> ※推薦に名を借りた投票依頼行為であると判断されるおそれがあるため
投票日	○棄権防止活動 ×選挙運動	

【記号について】○=行ってよい活動・運動
×=行ってはいけない活動・運動

4-3 通常の活動

選挙期間以外に行われる通常の政治活動は原則自由です。第2章で紹介した活動のほか、次のような活動が可能です。

1. 後援会の諸活動に議員を招き、議員と語り合う場を作り、後援会の結束強化をはかります。
2. 後援会に未加入の税理士に加入勧奨を行います。
3. 後援会会員事務所に議員のポスターを貼り、議員名の浸透をはかります。
ただし、個人の政治活動用ポスターとして許されるものを除き、不特定多数の人が見

ることが出来る場所(建物の通路や廊下等)にポスターを貼ることは、たとえ事務所内であっても公職選挙法 143 条の違反になります。

4-4 公示(告示)前にできる活動

選挙が近づくと、候補者は事務所開きをしたり、新たなポスターを貼ったり、街頭演説をより頻繁に行ったり、と政治活動をより活発に行うようになります。税理士による後援会も、被後援者を国政に送り出すために、選挙までの計画を立てて(別紙①)役員会・世話人会等での打ち合わせのうえ、総決起大会の開催(別紙②)や電話戦術などの活動を行います。公示(告示)前にできる具体的な活動は次のとおりです。

ただし、特定の候補者の投票依頼にならないよう、また、事前運動とならないよう注意してください。

1. 特定の会合を開催し、候補者や党の推薦を決定すること。
2. 候補者や党の推薦を決定したことを、団体の機関紙、会報等に掲載して、**通常**の頒布方法で会員に周知すること。
3. 後援会の会員名簿によって電話で支持を訴えること。
4. 団体のあらゆる会合で候補者や党を推薦したことを周知徹底して、支持を広げること。
5. 団体と関係のあるところに支持の拡大をお願いすること。
6. 団体の会員の家族、親せき、友人、知人等へ候補者の後援会の入会や党の入党等をお願いすること。
7. 少人数規模の会合を開催し、候補者の抱負や党の考え方などを徹底すること。
8. 関与先の社内に推薦を決定した候補予定者のポスターを貼ること。(4-3の3を参照)
9. 関与先の朝礼などで、候補予定者からの政策などの話を聞くこと。
10. 後援会未加入の税理士はもちろん、関与先の社員や取引先等を対象に、〇〇候補予定者支援のリーフレットに署名を依頼すること。

ただし、投票を得る等の目的と認められる場合は署名運動の禁止違反になります。(公選法 138 条の 2)

リーフレットへの署名は選挙の有無にかかわらず、毎年一定の時期に関与先からもらうことが望ましいでしょう。

リーフレットに書かれた総人数によって支援度合いの一応の目安にされます。

11. 後援会が、適宜に候補予定者を囲んで「励ます会」「ミニ語る会」を開催します。

(別紙①) 活動予定表

月	日	曜日	日 程
11	24	金	世話人会を開催し活動方針を協議
	27	月	挨拶回り
	29	水	同上
12	2	土	支部忘年会に被後援者を招待
	9	土	〇〇地区後援会結成式に参加応援
1	3	水	被後援者本体後援会主催の新年会へ参加
	20	土	被後援者選挙対策本部事務所開き
	31	水	世話人会
2	3	土	公示・告示日 出陣式：立候補届出後(午前8時)、第一声：8時30分・〇〇市役所前
	5	月	決起大会勧誘電話、配布資料の袋詰作業
	6	火	会館の会場設営、諸手配
	7	水	総決起大会3時30分終了後世話人会

月	日	曜日	日 程
	9	金	各自選挙活動、三役打合せ(午後6時選対本部)
	13	火	世話人打合会(午後6時 会館)
	14	水	他支部等訪問
	15	木	同
	16	金	午後1時～夕方 会館へ世話人集まって総仕上げ 1 会員へ再度電話依頼(職員、家族、親戚、関与先) 2 区外在住知人(本部役員等)へ選挙区在住知人への電話依頼 3 他支部へ同じような働きかけをする
	18	日	投票日、夕方から会館へ集合、審判を待つ。 当確と同時に候補設営の会場へ移動

(別紙②) 税理士による〇〇後援会総決起大会次第

		(司会 〇〇〇〇)
1	開会宣言	(司会者)
2	会長挨拶	(〇〇後援会長)
3	県税政連会長挨拶	(〇〇会長)
4	選挙運動について	(〇〇税政連幹事長)
5	〇〇先生挨拶	
6	推薦状交付	
	(1) 日本税理士政治連盟	
	(2) 〇〇税理士政治連盟	
	(3) 〇〇県税理士政治連盟	
	(4) 税理士による〇〇後援会	
7	勝ちどき (〇〇幹事長音頭)	
8	懇談	
	(注) 1 来賓のある場合は、4の次に「ご挨拶」をお願いする。	
	2 「祝電」は、懇談の席で披露する。	

4-5 公示(告示)後選挙期間中にできる活動(幕間演説、個々面接、電話による選挙運動等)

候補者が立候補の届出を済ますと選挙日の前日までは、次のような選挙運動は自由に行えます。

1 幕間演説

幕間演説とは、演劇等の幕間、青年団、婦人会等の集会、会社、工場等の休憩時間に、たまたまそこに集まっている者を対象として、候補者、運動員又は第三者が選挙運動のため演説をすることをいうものであって、わざわざ選挙運動のために聴衆を集めてする演説会とも異なり、また街頭演説ともならないので自由に行えることとされています。

(注) 幕間演説が自由だからといっても、あらかじめ聴衆を集めてもらっておいて、そこに出向いて選挙運動のための演説をすることはできません。あらかじめ周知されていないことが必要です。

2 個々面接

- (1) 個々面接とは、デパート、電車、バス、商店街や駅など街頭で出会った知人に、候補者への投票を依頼することをいうもので、法律で禁止されていないので自由に行えます。
 - (2) 事務所や自宅への来訪者に、候補者への投票を依頼します。
 - (3) 様々な集会や会合で顔を合わせた時に候補者への投票を依頼します。
- (注) 「個々面接」「戸別訪問」との境界線は微妙ですから注意を要します。

3 電話による選挙運動

電話による選挙運動(電話戦術)は、法律上制限されていないので自由にできます。税理士による後援会にとって最も効果的で重要な活動の一つであり、積極的に対応すべきです。一方、電話による選挙運動に対して、日当等を支給することは運動買収とみなされ、連座のおそれもあります。選挙違反とならないよう慎重な対応も必要となります。

後援会役員は、電話戦術を総括して、被後援者の当選を勝ち取るよう、かつ選挙違反のないよう、的確に対応しなければなりません。

電話戦術の要領の例を、次のとおり紹介します。

《後援会役員は電話戦術を総括する》

1. 後援会役員は電話戦術当番表(別紙①)を作成し、会員に担当日の通知をします。
2. 電話戦術当番表の写しを速やかに税政連(支部長)あてに送付します。
3. 当番表に支障がある場合は、事前の申し出により担当日の差し替えを行います。
4. 電話戦術に必要な次の用具を用意します。

会員名簿、後援会旗、電話戦術要領(電話のかけ方)(別紙②)、電話戦術日誌(別紙③)、電話戦術当番表、筆記用具 等

選挙期間中は、上記の用具は電話戦術を行う場所に保管を依頼し、選挙が終了したら、直ちに引き揚げて保管します。

5. 電話戦術担当者は、電話戦術日誌に業績を記載します。
6. 電話戦術の実績を被後援者及び税政連に報告します。
7. 後援会と選挙事務所と協議する事項
 - (1) 選挙事務所の窓口担当者を決めてもらいます。
 - (2) 専用の臨時電話を2台ぐらい架設してもらいます。
 - (3) 電話戦術を行う場所、後援会旗を置く場所を決めてもらいます。
 - (4) 担当者交替時までの用具類を保管してもらいます。

(別紙①) 電話戦術当番表

候補支援の電話戦術当番表

(◎印責任者)

	月 日()					
午前10時 ～12時						
午後1時 ～3時						
午後3時 ～5時						

日程の変更があれば、適宜、期間をご変更願います。

(別紙②) 電話戦術実施要領、電話のかけ方

※電話戦術の当番（後援会会員）にコピーして配布します。

電話戦術実施要領

- (1) 選挙事務所に赴き、税理士による〇〇〇後援会の者であること及び電話戦術に来たことを明確に伝えます。
- (2) 電話戦術の展開について
 - ① 税理士に対して行う場合
備付けの税理士会員名簿により税理士本人に対し、
 - (a) 〇〇候補者は〇〇税理士政治連盟の推薦候補者であることを告げ、投票を依頼します。
 - (b) 当該税理士に対し家族、事務所の職員・その家族・関与先の人達、知人・友人等に電話による投票依頼をしてくれるようお願いします。
 - (c) 税理士本人に(a)、(b)の要請が済んだ場合は、税理士会員名簿の氏名の前に（済）の印を記入します。
 - (d) (c)による（済）のある税理士には、重ねて(a)、(b)を行わないようにします。
 - ② 当番税理士は関与先の人達、知人・友人に対して当番の税理士自身、自己の関与先名簿、知人・友人名簿、年賀ハガキ等を持参のうえ、これにより投票依頼の電話をします。
- (3) 電話戦術日誌の作成について
電話戦術が終了した時は、備置している電話戦術日誌に所定の事項を記入します。
- (4) 電話戦術の責任者は、電話戦術の終了後、次の当番者へ引継します。
- (5) 当番に当たっている日に支障が生じた場合は、早急に当番の責任者（当番表の◎印の人）を通じて後援会会長または支部連会長に連絡し、代替りの者をたてるようにします。

電話のかけ方

電話による選挙運動は自由ですので、組織的に活用すると選挙の有力な武器になります。

電話戦術は、候補者の投票依頼と同時に、選挙民の候補者に対する反応を確実につかむことができますので、計画的に有効に利用しましょう。

注 意 事 項

- (1) 真心をこめて話すこと。情に訴えるよう、その気分になって頼むこと。
- (2) 受話器は必ず相手が置いてから、こちらが置くこと。
- (3) 電話の反響を記入すること。
 - ① 特に返事の良いところは ◎
 - ② 返事の良いところは ○
 - ③ 怒ったり、どなったり、返事の悪いところは ×
 - ④ 特別の反響や用件を頼まれたときにはメモをとって、責任者に連絡し善処すること。
- (4) 子供が電話に出て、大人のいない家では子供によく頼むこと。『帰られたらお父さん、お母さんによろしくお伝え下さいネ。』と。
- (5) 職業・相手先により、電話の時間を考えること。
 - ① 飲食店＝昼食時（11時～1時）、夕食時（5時～7時）は中止
 - ② 青果店、鮮魚店、肉屋＝夕方時は中止

- ③ 一般家庭＝早朝、夕食時は中止
- ④ 会社、工場＝午前9時前、午後5時以後は中止
- (6) 話し中だったり、不在で電話口にだれも出て来ないときは、日時をかえて、忘れずかけ直すこと。
- (7) 会社、工場などの場合は、『どうぞ皆様によろしくお伝え願います！』と最後に付言すること。
- (8) 候補者を推薦または支持する各種の団体、会社、組合、同窓会等の構成員には、これらの関係者の知名人や事務担当者から、それぞれにかけることも効果があるが、特に選挙事務所から電話することが一層効果的です。
- (9) 相手から怒られても『怒らず、気にせず、すぐ忘れてしまう』こと。

(別紙③) 電話戦術日誌

当番日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分～ 分
当番氏名	(支部名) (氏名)
電話した対象者数	税理士 人 関与先等 人
電話戦術に関する意見等	

4. その他、選挙期間中にできる運動

- (1) 出陣式や演説会には積極的に参加し、応援演説を引き受けること。
- (2) 候補者の選挙事務所へ行って
 - ① 選挙対策会議やその他の会合に出席すること。
 - ② 事務所内で電話を使って連絡や投票依頼をすること。
- (3) 選挙運動用ハガキを活用すること。候補者の選挙事務所が投函する「選挙ハガキ」には、その推薦人となり、関与先などを宛先として選挙事務所に提出します。
(注) 税理士が勝手にポストに投函することはできません。
- (4) 選挙管理委員会発行の証紙の貼ってあるポスターを、党の選挙事務所と相談のうえ、税理士事務所や関与先の目立つところに掲示するようお願いすること。(国政選挙にあつては、参議院比例代表選出議員選挙のみ)
- (5) 室内用ポスターや自分で書いた「〇〇さんの健闘を祈る」等を事務所に掲示すること。
- (6) 候補者個人や党の選挙運動用ビラ(小選挙区のビラには証紙の貼付が必要)を街頭演説の場所や演説会場内で配ること。ただし、散布や戸別訪問して頒布してはいけません。
- (7) 候補者個人や党の選挙事務所へ訪問し、激励すること。ただし、お酒などの差し入れはしてはいけません。
- (8) 候補者と語る会として座談会、懇談会等を開催すること。

(9) 期日前投票の活用を呼びかけること。

5 インターネット選挙

平成 25 年の公職選挙法改正により、インターネット等を利用する選挙運動が解禁されました。それまで禁止されていたウェブサイトを利用した選挙運動ができるようになったのです。ただし、公職選挙法によればウェブサイト等を利用する方法とは、インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたものをいいます。例えば、ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サービス、動画中継サイト等です。

しかし、電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画については、候補者・政党等に限って頒布することができることとされており、候補者・政党等以外の一般有権者は引き続き禁止されており、注意が必要です。このほかにもいくつかの制限があり、後援会や政治連盟は慎重な対応が必要です。不明な点がある場合は選挙管理委員会等にお尋ねください。

4-6 禁止されている選挙運動

公示(告示)前、公示(告示)後を問わず禁止されている選挙運動のうち主なものは次のとおりです。

1. 事前運動の禁止（公選法 139 条）

選挙運動は、立候補の届出があった日からでなければすることはできません。それ以前の選挙運動は、事前運動として禁止されています。

厳密には、立候補の届出の当日であっても現実に届出手続が完了しないうちは、やはり事前運動になります。

買収や戸別訪問など選挙期間中禁止されている行為はもちろんのこと、個々面接や電話による選挙運動のような選挙期間中にできる行為も、これを届出前に行えば、いっさい事前運動になります。

※ 後援会の設立時期につきましては、事前運動のないよう特にご注意下さい。

2. 戸別訪問の禁止（公選法 138 条）

何人も、選挙人の家を訪ねて、投票を依頼したり又は投票を得させないよう依頼するような行為は、戸別訪問としてすべて禁止されています。

(注) 戸別に演説会の告知をすること、候補者の氏名、政党等の名称を言い歩くことは戸別訪問にあたります。

3. 署名運動の禁止（公選法 138 条の 2）

何人も、選挙に関し、得票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって選挙人に対し署名運動をすることはできません。(署名運動とは、一定の目的をもって多数人から署名を収集する行為をいいます。)

4. 買収の禁止（公選法 221 条）

何人も、候補者の当選を目的として、選挙人又は選挙運動員に対し、金銭、物品等を与えること。また、その申し込みや約束をすることも禁止されています。

5. 飲食物の提供の禁止（公選法 139 条）

何人も、選挙運動に関して飲食物を提供することは、それがいかなる名義のものであ

っても禁止されています。(その供応接待を受け、若しくは要求し、又はその申し込みを承諾することも禁止)

6. 氣勢を張る行為の禁止（公選法 140 条）及び連呼行為の禁止（公選法 140 条の 2）

何人も、選挙運動のため、自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為や連呼行為をすることは禁止されています。(連呼行為は、個人演説会や街頭演説会の場所等においてはすることができます。)

7. 私製ハガキの使用禁止

自分の手持ちのハガキなどで友人等に投票を頼むことは禁止されています。

8. 飲食物の提供の禁止

陣中見舞としてお酒などを候補者に贈ることは禁止されています。

ただし、選挙運動のために個人が現金で 150 万円以内を寄附することは違反になりません。

9. 後援団体に関する寄附の禁止

後援会は、選挙区にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず次の(1)(2)(3)に掲げる場合を除き寄附をしてはなりません。

(1) 政党その他政治団体又はその支部に対して寄附をする場合

(2) 当該公職の候補者等に対して寄附をする場合

(3) 当該後援会がその団体の設立目的により行う行事又は事業（後援会の設立目的の範囲内において行う後援会の総会、その他の集会、見学、旅行、その他の行事や印刷、出版の事業）に関し寄附をする場合

ただし、このような寄附であっても、花輪、供花、香典、祝儀、その他これらに類するものとしてされる寄附をすることは罰則をもって禁止されます。

10. 選挙期日後の挨拶行為の禁止（公選法 178 条）

何人も、選挙の期日後の当選祝賀会、その他の集会開催は禁止されています。また、答礼のための戸別訪問や、感謝文の掲示など一切禁止されています。

4-7 連座制について

連座制とは、候補者との一定の関係にある者が、買収等の罪を犯して刑に処せられた場合には、候補者が買収等の行為に直接関わらなくても、候補者の当選を無効とすると共に、5年間同じ選挙で同じ選挙区から立候補できない制度です。

連座制の対象者は、総括主宰者、出納責任者、地域主宰者、候補者等の親族、候補者の秘書及び組織的選挙運動管理者等となっています。

税理士による後援会の役員は、この組織的選挙運動管理者等に含まれます。

4-8 政治活動に関する寄附の制限について

個人による政治団体への寄附は、一つの政治団体に対して、年間150万円以内です。
 企業、労働組合等の団体から政党、政治資金団体以外の政治団体、政治家本人への寄附はできません。

《政治活動に関する寄附の制限》

寄附者		個人		会社・労働組合・職員 団体・その他の団体		政治団体							
		総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	政党	政治資金団体	その他の政治団体	同一の相手方に対する個別制限				
政党・政治資金団体		年間2,000万円	制限なし	資本金・組合員数等(※4)に応じて年間750万円～1億円	制限なし								
その他の政治団体	資金管理団体	年間1,000万円(※1)	年間150万円(※2)	禁止						年間5,000万円			
	資金管理団体以外の政治団体	公職の候補者に対するものは金銭等に限り禁止(※3)	年間150万円										
公職の候補者		金銭等に限り禁止(※3)	金銭等に限り禁止(※3)その他は年間150万円		金銭等に限り禁止(※3)その他は制限なし		金銭等に限り禁止(※3)その他は制限なし						

- ※1 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする特定寄附については、制限はありません。
 - ※2 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする寄附(特定寄附及び自己資金による寄附)については、制限はありません。
 - ※3 選挙運動に関するものについては、金銭等による寄附ができます。
 - ※4 その他の団体については、「前年における年間の経費の額」に応じて総枠制限があります。
- (注) 個人の遺贈による寄附については、総枠制限及び個別制限は適用されません。

第5章 解散

5-1 後援会の解散

後援会は、次のような事由が発生した場合は、総会の議を経て解散することになります。

- (1) 被後援者が死亡したとき
- (2) 被後援者が引退を表明したとき
- (3) 被後援者が社会的指弾を浴び、後援会として継続が困難と判断したとき
- (4) 被後援者から解散の通知を受けたとき
- (5) 国会議員が地方公共団体の首長に転出したとき
- (6) 選挙区を異動したとき
- (7) 後援会活動が長期間にわたり行われていないとき
- (8) その他、会員が解散を必要として認めたとき

5-2 残余財産

後援会を解散する場合は、総会（ただし、事情により役員をもって総会構成員とすることができます）を開催して残余財産の処分の決議をすることが必要です。残余財産は、所属税政連等他の政治団体に寄附することとなります。

5-3 選挙管理委員会への届出

解散をした後援会は、都道府県選挙管理委員会への届出を政治資金規正法第17条第1項の規定により行います。

5-4 税政連への届出

5-3により届出書を提出した後援会は、同様に所属税政連を経て日税政に届出しなければなりません。

政治団体解散届（政治資金規正法施行規則(第12号様式)）

別記

第12号様式（第17条関係）

政治団体解散届

平成 年 月 日

総務大臣
殿
何(都道府県)選挙管理委員会

政治団体の名称	
事務所の所在地	
代表者の氏名	㊞
会計責任者の氏名	㊞

平成 年 月 日に解散したので、政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。

- (備考) 1 解散の日から30日以内（国会議員関係政治団体であった場合にあつては60日以内）に届けること（全国団体3枚、都団体2枚）。
- 2 解散届の提出の際には、同時に法第17条第1項に規定する解散の日までの「収支報告書等」を提出すること。
- 3 資金管理団体に指定されている団体は、「資金管理団体取消届」を提出すること。

第6章 資料

6-1 政治資金規正法(抄)

(昭和23年7月29日法律第194号)最終改正:平成26年6月13日法律第569号

(定義等)

第3条 この法律において「政治団体」とは、次に掲げる団体をいう。

- 一 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- 二 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- 三 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
 - イ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - ロ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

第4条 この法律において「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受で、第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭等(金銭その他政令で定める財産上の利益をいう。以下同じ。)の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいう。

2 この法律において「党費又は会費」とは、いかなる名称をもつてするを問わず、政治団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行として当該政治団体の構成員が負担するものをいう。

3 この法律において「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものをいう。

4 この法律において「政治活動に関する寄附」とは、政治団体に対してされる寄附又は公職の候補者の政治活動(選挙運動を含む。)に関してされる寄附をいう。

5 この法律において「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭等の供与又は交付以外のものをいう。

第5条第2項 この法律の規定を適用するについては、法人その他の団体が負担する党費又は会費は、寄附とみなす。

(政治団体の届出等)

第6条 政治団体は、その組織の日又は第3条第1項各号若しくは前条第1項各号の団体となつた日(同項第2号の団体にあつては次条第2項前段の規定による届出がされた日、第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体として新たに組織され又は新たに政治団体となつた団体にあつては第19条の8第1項の規定による通知を受けた日)から7日以内に、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便によることなく文書で、その旨、当該政治団体の目的、名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域、当該政治団体の代表者、会計責任者及び会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者それぞれ1人の氏名、住所、生年月日及び選任年月日、当該政治団体が政党又は政治資金団体であ

るときはその旨、当該政治団体が第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨及びその代表者である公職の候補者に係る公職の種類、当該政治団体が同項第2号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨、同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類その他政令で定める事項を、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に届け出なければならない。

一 都道府県の区域において主としてその活動を行う政治団体(政党及び政治資金団体を除く。次号において同じ。)主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会

二 2以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において、主としてその活動を行う政治団体主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣

三 政党及び政治資金団体主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣

2 政治団体は、前項の規定による届出をする場合には、綱領、党則、規約その他の政令で定める文書(第7条第1項において「綱領等」という。)を提出しなければならない。

第6条の3 政治団体は、その主たる事務所の所在地が主として活動を行う区域の異動により、第6条第1項各号の区分に応じ、同項の規定による届出を受けるべき都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に異動が生じたときは、その異動の日から7日以内に、当該異動が生じたことにより同項の規定による届出を受けるべき都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に対し、同項及び同条第2項の規定の例により届け出なければならない。

(届出前の寄附又は支出の禁止)

第8条 政治団体は、第6条第1項の規定による届出がされた後でなければ、政治活動(選挙運動を含む。)のために、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない。

(会計帳簿の備付け及び記載)

第9条 政治団体の会計責任者(会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあっては、その職務を行うべき者。第15条を除き、以下同じ。)(会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。)は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 すべての収入及びこれに関する次に掲げる事項

イ 個人が負担する党費又は会費については、その件数、金額及び納入年月日

ロ 寄附(第22条の6第2項に規定する寄附を除く。以下ロ及び第12条第1項第1号ロにおいて同じ。)

については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業(寄附をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。次条第1項及び第2項並びに第12条第1項第1号ロにおいて同じ。)当該寄附の金額(金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もつた金額。以下同条までにおいて同じ。)及び年月日並びに当該寄附をした者が第2

2条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨

- ハ 寄附のうち次条第2項の寄附のあつせんをされたものについては、その寄附のあつせんをした者の氏名、住所及び職業(寄附のあつせんをした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。同項及び第12条第1項第1号ハにおいて同じ。)当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日
 - ニ 第22条の6第2項に規定する寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所
 - ホ 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日
 - ヘ 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の氏名、住所及び職業(対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。次条第3項及び第12条第1項第1号トにおいて同じ。)並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日
 - ト 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち次条第3項の対価の支払のあつせんをされたものについては、政治資金パーティーごとに、当該対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所及び職業(対価の支払のあつせんをした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。同項及び第12条第1項第1号チにおいて同じ。)並びに当該対価の支払のあつせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日
 - チ 借入金については、その借入先、当該借入先ごとの金額及び借入年月日
 - リ その他の収入については、その基因となつた事実並びにその金額及び年月日
- 二 すべての支出(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。以下この条、第12条、第17条、第19条の11、第19条の13及び第19条の16において同じ。)並びに支出を受けた者の氏名及び住所(支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。次条第1項及び第12条第1項第2号において同じ。)並びにその支出の目的、金額及び年月日
- 三 金銭等の運用に関する次に掲げる事項
- イ 預金(普通預金及び当座預金を除く。以下この号及び第12条第1項第3号ホにおいて同じ。)又は貯金(普通貯金を除く。以下この号及び第12条第1項第3号ホにおいて同じ。)については、これを預け入れたときは当該預金又は貯金の種類、預け入れた金融機関の名称及び所在地並びに預入れの金額及び年月日、これの払戻しを受けたときは当該預金又は貯金の種類、払戻しを受けた金融機関の名称及び所在地並びに払戻しの金額及び年月日
 - ロ 国債証券等については、これを取得したときは当該国債証券等の種類及び銘柄、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに取得の価額及び年月日、これを譲渡し、又はこれの償還を受けたときは当該国債証券等の種類及び銘柄、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡の価額及び年月日又は償還を受けた価額及び年月日

ハ 金銭信託については、これを信託したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、信託した金銭の額並びに信託の設定年月日及び期間、当該金銭信託が終了したときは受託者の名称及び所在地、委託者に帰属した金銭の額並びに信託の終了年月日

2 前項の会計帳簿の種類、様式及び記載要領は、総務省令で定める。

(会計帳簿等の保存)

第16条 政治団体の会計責任者(政治団体が次条第一項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者。次項において同じ。)は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を、第20条第1項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならない。

(解散の届出等)

第17条 政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたときは、その代表者及び会計責任者であつた者は、その日から30日以内に、その旨及び年月日を、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に文書で届け出るとともに、第12条第1項の規定の例により、その日現在で、収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出しなければならない。

2 政治団体が第12条第1項の規定による報告書をその提出期限までに提出しない場合において、当該政治団体が当該提出期限までに当該提出期限の属する年の前年において同項の規定により提出すべき報告書をも提出していないものであるときは、第8条の規定の適用については、当該政治団体は、当該提出期限を経過した日以後は、第6条第1項の規定による届出をしていないものとみなす。

3 政治団体が第1項の規定により届出をしたとき、又は前項の規定に該当することとなつたときは、第6条第1項各号の区分に従い、当該都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、遅滞なく、その旨を都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

4 第12条第2項から第4項まで、第13条及び第14条の規定は第1項の報告書について、第7条の2第2項の規定は前項の規定により都道府県の選挙管理委員会が公表を都道府県の公報への掲載により行つたときについて、それぞれ準用する。

(国会議員関係政治団体)

第19条の7 この節において「国会議員関係政治団体」とは、次に掲げる政治団体(政党及び第5条第1項各号に掲げる団体を除く。)をいう。

一 衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体

二 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18第1項第4号に該当する政治団体のうち、特定の衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体

(国会議員関係政治団体に係る通知)

第19条の8 衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者は、前条第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当する政治団体があるときは、当該政治団体に対し、文書で、同号に係る国会議員関係政治団体に該当するため第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をする必要がある旨を、遅滞なく、通知するものとする。

(登録政治資金監査人による政治資金監査)

第19条の13 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として第22条第1項又は第17条第1項の報告書を提出するときは、あらかじめ、当該報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、

- 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人（以下この条及び次条において単に「登録政治資金監査人」という。）の政治資金監査を受けなければならない。
- 2 前項の政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。
 - 二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。
 - 三 第12条第1項又は第17条第1項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。
 - 四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。
 - 3 登録政治資金監査人は、第1項の政治資金監査を行ったときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない。
 - 4 前項の政治資金監査報告書の様式は、総務省令で定める。
 - 5 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者その他総務省令で定める者である登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体について、第1項の政治資金監査を行うことができない。
 - 6 第3項の政治資金監査報告書を作成した登録政治資金監査人である公認会計士に係る公認会計士法（昭和23年法律第103号）第32条第2項（同法第46条の10第2項において準用する場合を含む。）又は第3項の規定による調査については、同法第33条の規定は、適用しない。

（政治資金監査報告書の提出）

第19条の14 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として第12条第1項又は第17条第1項の報告書を提出するときは、前条第3項の規定により登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を当該報告書に併せて提出しなければならない。

（国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示）

第19条の16 何人も、国会議員関係政治団体について、第20条第1項の規定により報告書の要旨が公表された日から3年間、当該報告書を受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、当該報告書に係る支出（人件費以外の経費の支出に限る。）のうち、第12条第2項の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外の支出に係る領収書等の写し（以下この条及び第32条第1号において「少額領収書等の写し」という。）の開示を請求することができる。ただし、国会議員関係政治団体でない間に行つた支出に係る少額領収書等の写しについては、この限りでない。

- 2 前項の規定による開示の請求（以下この条において「開示請求」という。）は、当該開示請求に係る国会議員関係政治団体を特定し、少額領収書等の写しに係る支出がされた年を単位とし、かつ、第12条第1項第2号に規定する総務省令で定める項目ごとに区分してしなければならない。
- 3 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「開示請求書」という。）を総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出してしなければならない。
 - 一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

- 二 開示請求に係る国会議員関係政治団体の名称並びに少額領収書等の写しに係る支出がされた年及び第12条第1項第2号に規定する総務省令で定める項目
- 4 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この条において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 5 開示請求を受けた総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときを除き、当該開示請求があつた日から10日以内に、当該開示請求に係る国会議員関係政治団体の会計責任者に対し、当該開示請求に係る少額領収書等の写しの提出を命じなければならない。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 6 国会議員関係政治団体の会計責任者は、前項の規定による命令を受けたときは、当該命令があつた日から20日以内に、総務省令で定めるところにより、当該命令に係る少額領収書等の写しを総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出しなければならない。ただし、当該命令に係る少額領収書等の写しに係る支出がないとき又は当該命令に係る少額領収書等の写しと同一の少額領収書等の写しを既に提出しているときは、その旨を通知すれば足りる。
- 7 第5項の規定による命令を受けた国会議員関係政治団体の会計責任者は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、前項に規定する期間を総務省令で定める相当の期間延長するよう求めることができる。
- 8 国会議員関係政治団体の会計責任者は、前項の規定により期間の延長を求めるときは、第6項に規定する期間内に、延長を求める期間、その理由その他総務省令で定める事項を記載した書面をもつてしなければならない。
- 9 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第7項の規定による期間の延長の求めがあつたときは、第6項に規定する期間を相当の期間延長するものとする。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 10 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、第6項の規定により提出された少額領収書等の写し（同項ただし書に規定する同一の少額領収書等の写しが既に提出されている場合にあつては、当該少額領収書等の写し）（当該少額領収書等の写しに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条に規定する不開示情報が記録されている場合にあつては、当該不開示情報が記録されている部分を除く。）を開示しなければならない。
- 11 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定により少額領収書等の写しの全部又は一部を開示するときは、第6項の規定により当該少額領収書等の写しの提出があつた日（第5項の規定による命令に係る少額領収書等の写しの全部について、第6項ただし書に規定する同一の少額領収書等の写しが既に提出されているときは、同項ただし書の通知があつた日）から30日以内に、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。
- 12 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、次の各号に掲げるときは、遅滞なく、開示請求に係る少額領収書等

の写しの開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

一 当該開示請求が第5項に規定する権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するとき。

二 第6項ただし書の規定により、国会議員関係政治団体から第5項の規定による命令に係る少額領収書等の写しに係る支出がない旨の通知があつたとき。

13 第11項の規定にかかわらず、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

14 開示請求に係る少額領収書等の写しが著しく大量であるため、第6項の規定により少額領収書等の写しの提出があつた日から60日以内にそのすべてについて第11項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求に係る少額領収書等の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に当該決定をし、残りの少額領収書等の写しについては相当の期間内に当該決定をすれば足りる。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第11項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本項を適用する旨及びその理由

二 残りの少額領収書等の写しについて開示決定をする期限

15 少額領収書等の写しの開示は、閲覧又は写しの交付により行う。

16 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第5項の規定による命令に違反して当該国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出しないときは、その旨を開示請求者に通知するとともに、その旨並びに当該国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地を、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

17 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第6項の規定により提出された少額領収書等の写しについて、これに係る第12条第1項の報告書を保存すべき期間保存しなければならない。

18 第6項の規定により提出された少額領収書等の写し（その写しを含む。）については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律又は都道府県情報公開条例（都道府県の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該都道府県の条例をいう。）の規定は、適用しない。

19 開示請求をする者又は少額領収書等の写しの開示を受ける者は、それぞれ、実費の範囲内において、総務大臣に対する開示請求に係るものについては政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

20 前各項の規定は、国会議員関係政治団体が国会議員関係政治団体以外の政治団体となつた場合においても、第16条第1項の規定に基づき領収書等を保存しなければならない期間、当該政治団体を国会議員関係政治団体とみなして適用する。

21 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第12条第4項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に第11項若しくは第12項の決定（以下この条において「開示決定等」という。）の取消しを求める訴訟又は開示

決定等に係る不服申立てに対する決定の取消しを求める訴訟（次項において「少額領収書等開示訴訟」という。）が提起された場合においては、同法第12条第5項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の少額領収書等の写しに係る開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する決定に係る抗告訴訟（同法第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第12条第1項から第3項までに定める裁判所に移送することができる。

22 前項の規定は、行政事件訴訟法第12条第4項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する決定に係る抗告訴訟で少額領収書等開示訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

（登録）

第19条の18 次の各号のいずれかに該当する者は、登録政治資金監査人名簿に、氏名、生年月日、住所その他総務省令で定める事項の登録を受けて、登録政治資金監査人となることができる。

一 弁護士

二 公認会計士

三 税理士

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

一 第26条の6又は第26条の7の罪を犯し刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることなくつた日から3年を経過しない者

二 第19条の2第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者

三 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの

（登録政治資金監査人の研修）

第19条の27 登録政治資金監査人は、総務省令で定めるところにより、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を受けるものとする。

2 政治資金適正化委員会は、前項の研修を修了した者について登録政治資金監査人名簿に当該研修を修了した旨を付記するとともに、当該研修を修了した者に対しその旨を証する書面を交付しなければならない。

3 政治資金適正化委員会は、第1項の研修を受ける登録政治資金監査人から実費の範囲内において政令で定める額の手数料を徴収することができる。

（会社等の寄附の制限）

第21条 会社、労働組合（労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条に規定する労働組合をいう。第3項並びに第21条の3第1項及び第2項において同じ。）、職員団体（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第108条の2又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第52条に規定する職員団体をいう。第3項並びに第21条の3第1項及び第2項において同じ。）その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2 前項の規定は、政治団体がする寄附については、適用しない。

3 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）に対して、政治活動に関する寄附（政党及び政治資金団体に対するものを除く。）をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

4 第1項及び前項の規定の適用については、政党の支部で、

1以上の市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあつては、その区の区域)又は公職選挙法第12条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものは、政党及び政治資金団体以外のそれぞれ一の政治団体とみなす。

(公職の候補者の政治活動に関する寄附の禁止)

第21条の2 何人も、公職の候補者の政治活動(選挙運動を除く。)に関して寄附(金銭等によるものに限るものとし、政治団体に対するものを除く。)をしてはならない。

2 前項の規定は、政党がする寄附については、適用しない。罰則

第23条 政治団体が第8条の規定に違反して寄附を受け又は支出をしたときは、当該政治団体の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金に処する。

第24条 次の各号の一に該当する者(会社、政治団体その他の団体(以下この章において「団体」という。)にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)は、3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

一 第9条の規定に違反して会計帳簿を備えず、又は同条、第18条第3項若しくは第19条の4の規定に違反して第9条第1項の会計帳簿に記載すべき事項の記載をせず、若しくはこれに虚偽の記入をした者

二 第10条の規定に違反して明細書の提出をせず、又はこれに記載すべき事項の記載をせず、若しくはこれに虚偽の記入をした者

三 第11条の規定に違反して領収書等を徴せず、若しくはこれを送付せず、又はこれに虚偽の記入をした者

四 第16条第1項(第19条の11第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反して会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支

出の明細書等又は振込明細書を保存しない者

五 第16条第1項(第19条の11第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により保存すべき会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等又は振込明細書に虚偽の記入をした者

六 第15条の規定による引継ぎをしない者

七 第31条の規定により求められた説明を拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は同条の規定による命令に違反して同条の報告書等の訂正を拒み、若しくはこれらに虚偽の訂正をした者

第25条 次の各号の一に該当する者は、5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金に処する。

一 第12条又は第17条の規定に違反して報告書又はこれに併せて提出すべき書面の提出をしなかつた者

一の二 第19条の14の規定に違反して、政治資金監査報告書の提出をしなかつた者

二 第12条、第17条、第18条第4項又は第19条の5の規定に違反して第12条第1項若しくは第17条第1項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に記載すべき事項の記載をしなかつた者

三 第12条第1項若しくは第17条第1項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に虚偽の記入をした者

2 前項の場合(第17条の規定に係る違反の場合を除く。)において、政治団体の代表者が当該政治団体の会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠つたときは、50万円以下の罰金に処する。

6-2 公職選挙法(抄)

(昭和25年4月15日法律第100号)最終改正：平成30年7月25日法律第75号

(飲食物の提供の禁止)

第139条 何人も、選挙運動に関し、いかなる名義をもつてするを問わず、飲食物(湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除く。)を提供することができない。ただし、衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙において、選挙運動(衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が行うもの及び参議院比例代表選出議員の選挙において参議院名簿届出政党等が行うものを除く。以下この条において同じ。)に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し、公職の候補者1人について、当該選挙の選挙運動の期間中、政令で定める弁当料の額の範囲内で、かつ、両者を通じて15人分(45食分)(第131条第1項の規定により公職の候補者又はその推薦届出者が設置することができる選挙事務所の数が1を超える場合においては、その一を増すごとにこれに6人分(18食分)を加えたもの)に、当該選挙につき選挙の期日の公示又は告示のあつた日からその選挙の期日の前日までの期間の日数を乗じて得た数分を超えない範囲内で、選挙事務所において食事するために提供する弁当(選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者が携行するために提供された弁当を含む。)については、この限りでない。

(収入、寄附及び支出の定義)

第179条 この法律において「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾又は約束をいう。

2 この法律において「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。

3 この法律において「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう。

4 前3項の金銭、物品その他の財産上の利益には、花輪、供花、香典又は祝儀として供与され、又は交付されるものその他これらに類するものを含むものとする。

(出納責任者の選任及び届出)

第180条 公職の候補者は、その選挙運動に関する収入及び支出の責任者(以下「出納責任者」という。)1人を選任しなければならない。ただし、公職の候補者が自ら出納責任者となり又は候補者届出政党若しくは参議院名簿届出政党等若しくは推薦届出者(推薦届出者が数人あるときは、その代表者。以下この項において同じ。)が当該候補者の承諾を得て出納責任者を選任し若しくは推薦届出者が当該候補者の承諾を得て自ら出納責任者となることを妨げない。

2 出納責任者を選任したもの(選任したものが候補者届出政党又は参議院名簿届出政党等である場合にあっては、その代表者)は、文書で、出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者とともにこれに署名押印しなければならない。

3 出納責任者を選任したもの(自ら出納責任者となった者を含む。)は、直ちに当該出納責任者の氏名、住所、職業、生年月日及び選任年月日並びに公職の候補者の氏名を、文書で、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)に届け出なければならない。

4 候補者届出政党若しくは参議院名簿届出政党等又は推薦届出者が出納責任者を選任した場合においては、前項の規定による届出には、その選任につき公職の候補者の承諾

を得たことを証すべき書面(推薦届出者が出納責任者を選任した場合において、推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者たることを証すべき書面)を添えなければならない。

(出納責任者の異動)

第182条 出納責任者に異動があつたときは、出納責任者を選任したものは、直ちに第180条第3項及び第4項の規定の例により、届け出なければならない。

2 前項の規定による届出で解任又は辞任による異動に関するものには、前条の規定による通知のあつたことを証すべき書面を添えなければならない。候補者届出政党若しくは参議院名簿届出政党等又は推薦届出者が出納責任者を解任した場合においては、併せて、その解任につき公職の候補者の承諾のあつたことを証すべき書面を添えなければならない。

(出納責任者の職務代行)

第183条 公職の候補者又は候補者届出政党若しくは参議院名簿届出政党等が出納責任者を選任した場合及び推薦届出者が自ら出納責任者となつた場合において、出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、公職の候補者が代わつて出納責任者の職務を行う。

2 推薦届出者が出納責任者を選任した場合において、出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、当該推薦届出者が代わつてその職務を行う。当該推薦届出者にも事故があるとき又はその者も欠けたときは、公職の候補者が代わつて出納責任者の職務を行う。

3 前2項の規定により出納責任者に代わつてその職務を行う者は、第180条第3項及び第4項の規定の例により、届け出なければならない。

4 前項の規定による届出には、出納責任者の氏名(出納責任者の選任をした推薦届出者にも事故があるとき又はその者も欠けたときは、併せてその氏名)事故又は欠けたことの事実及びその職務代行を始めた年月日を記載しなければならない。出納責任者に代わつてその職務を行う者がこれをやめたときは、その事由及びその職務代行をやめた年月日を記載しなければならない。

(届出前の寄附の受領及び支出の禁止)

第184条 出納責任者(出納責任者に代わつてその職務を行う者を含む。第190条の規定を除き、以下同じ。)は、第180条第3項及び第4項、第182条又は第183条第3項及び第4項の規定による届出がされた後でなければ、公職の候補者の推薦、支持又は反対その他の運動のために、いかなる名義をもつてするを問わず、公職の候補者のために寄附を受け又は支出をすることができない。

(出納責任者の事務引継)

第190条 出納責任者が辞任し又は解任せられた場合においては、直ちに公職の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の計算をし、あらたに出納責任者となつた者に対し、あらたに出納責任者となつた者がいないときは出納責任者に代つてその職務を行う者に対し、引継をしなければならない。出納責任者に代つてその職務を行う者が事務の引継を受けた後、あらたに出納責任者が定つたときも、また同様とする。

2 前項の規定により引継ぎをする場合においては、引継ぎをする者において前条の規定の例により引継書を作成し、引継ぎの旨及び引継ぎの年月日を記載し、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者においてともに署名押印し、現金及び帳簿その他の書類とともに引継ぎをしなければならない。

(特定の寄附の禁止)

第199条 衆議院議員及び参議院議員の選挙に関しては国と、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関しては当該地方公共団体と、請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、当該選挙に関し、寄附をしてはならない。

2 会社その他の法人が融資（試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く。）を受けている場合において、当該融資を行なっている者が、当該融資につき、衆議院議員及び参議院議員の選挙に関しては国から、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関しては当該地方公共団体から、利子補給金の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。以下この条において同じ。）を受けたときは、当該利子補給金の交付の決定の通知を受けた日から当該利子補給金の交付の日から起算して1年を経過した日（当該利子補給金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、当該会社その他の法人は、当該選挙に関し、寄附をしてはならない。

（公職の候補者等の寄附の禁止）

第199条の2 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域。以下この条において同じ。）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会（参加者に対して饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）が行われるようなもの、当該選挙区外において行われるもの及び第199条の5第4項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間内に行われるものを除く。以下この条において同じ。）に関し必要やむを得ない実費の補償（食事についての実費の補償を除く。以下この条において同じ。）としてする場合は、この限りでない。

2 公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附については、当該公職の候補者等以外の者は、いかなる名義をもつてするを問わず、これをしてはならない。ただし、当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償としてする場合は、この限りでない。

3 何人も、公職の候補者等に対して、当該選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、又は要求してはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等の親族に対する寄附を勧誘し、又は要求する場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償としてする寄附を勧誘し、又は要求する場合は、この限りでない。

4 何人も、公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附については、当該公職の候補者等以外の者に対して、これを勧誘し、又は要求してはならない。ただし、当該公職の候補者等の親族に対する寄附を勧誘し、又は要求する場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償としてする寄附を勧誘し、又は要求する場合は、この限りでない。

（公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止）

第199条の3 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）がその役員又は構成

員である会社その他の法人又は団体は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体又はその支部に対し寄附をする場合は、この限りでない。

（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止）

第199条の4 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、当該選挙に関し、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に対し寄附をする場合は、この限りでない。

（後援団体に関する寄附等の禁止）

第199条の5 政党その他の団体又はその支部で、特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの（以下「後援団体」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に対し寄附をする場合及び当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附（花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされるもの及び第4項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内にされるものを除く。）をする場合は、この限りでない。

2 何人も、後援団体の総会その他の集会（後援団体を結成するための集会を含む。）又は後援団体が行なう見学、旅行その他の行事において、第4項各号の区分による当該選挙ごとに一定期間、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行なわれる区域）内にある者に対し、饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与してはならない。

3 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）は、第199条の2第1項の規定にかかわらず、次項各号の区分による当該選挙ごとに一定期間、当該公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に係る後援団体（政治資金規正法第19条第2項の規定による届出がされた政治団体を除く。）に対し、寄附をしてはならない。

4 この条において「一定期間」とは、次の各号に定める期間とする。

一 衆議院議員の総選挙にあつては、衆議院議員の任期満了の日前90日に当たる日から当該総選挙の期日まで

の間又は衆議院の解散の日の翌日から当該総選挙の期日まで

の間

二 参議院議員の通常選挙にあつては、参議院議員の任期満了の日前90日に当たる日から当該通常選挙の期日まで

の間

三 地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙にあつては、その任期満了の日前90日に当たる日（第34条の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされた場合にあつては、任期満了の日前90日に当たる日又は当該告示がな

された日の翌日のいずれか早い日)から当該選挙の期日までの間

- 四 衆議院議員又は参議院議員の再選挙(統一対象再選挙を除く。)にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき(第33条の2第7項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第1項に規定する遅い方の事由が生じたとき)その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間
- 五 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき(第33条の2第7項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第2項から第5項までに規定する遅い方の事由が生じたとき)そ

の旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が告示した日の翌日又は当該選挙を行うべき期日(同条第3項の規定によるものについては、参議院議員の任期満了の日)前90日に当たる日のいずれか遅い日から当該選挙の期日までの間

- 六 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙のうち任期満了による選挙以外の選挙にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき(第34条第4項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第1項に規定する最も遅い事由が生じたとき)その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

令和元年6月30日現在

国会議員等後援会の結成状況一覧

税政連	所属別	自民	国民 民主	公明	立憲	希望	日本 維新	その他	無所属	小計				備考
										衆	参	自	非	
東 京	衆議院	20		1	5				3	29				平将明 2 後援会
	参議院	2						1	1	4				
	自治体								2		2			
	非現職	2						2	1		5	40		
東京地方	衆議院	15	1		1				2	19				
	参議院	3		2					1	6				
	自治体								5		5			
	非現職	2		1					3		6	36		
千 葉 県	衆議院	11	1	1					2	15				
	参議院	4	1						1	6				
	自治体								3		3			
	非現職							2			2	26		
関 東 信 越	衆議院	24	2		1				1	28				宮下一郎 2 後援会
	参議院	7	2	1						10				
	自治体								5		5			
	非現職	3						3			6	49		
近 畿	衆議院	25	4	1						30				
	参議院	9		1	1					11				
	自治体										0			
	非現職		1						1		2	43		
北 海 道	衆議院									0				
	参議院									0				
	自治体											0	0	
	非現職													
東 北	衆議院	12	1						1	2	16			
	参議院	2	1	1						1	5			
	自治体											2	23	
	非現職								2					
名 古 屋	衆議院	4	2		2					8				大塚耕平後援会
	参議院	3	1							1	5			
	自治体									1	1			
	非現職											0	14	
東 海	衆議院	9	1							2	12			大塚耕平後援会
	参議院		1								1			
	自治体											0		
	非現職							2			2	15		
北 陸	衆議院	8								8				
	参議院	7								7				
	自治体								1		1			
	非現職	1										1	17	
中 国	衆議院	16		1		1				18				
	参議院	7					1			8				
	自治体								4		4			
	非現職								1			1	31	
四 国	衆議院	10	2							12				
	参議院	7								7				
	自治体											0	19	
	非現職													
九州北部	衆議院	8							1	9				
	参議院	2								2				
	自治体											0	11	
	非現職													
南 九 州	衆議院	11								11				
	参議院	2								2				
	自治体											2	15	
	非現職	1						1						
沖 縄	衆議院									0				
	参議院									0				
	自治体											0	0	
	非現職													
合 計	衆議院	173	14	4	9	1	0	1	13	215				
	参議院	55	6	5	1	0	1	1	5	74				
	自治体	0	0	0	0	0	0	0	0	21				
	非現職	9	1	1	0	0	0	10	8		29	339		
	計	237	21	10	10	1	1	12	47					

6-4 税理士による国会議員等後援会への助成に係る要領

平成 25 年 7 月 23 日・幹事会

一、趣旨

日本税理士政治連盟は、税理士による国会議員等後援会の活動の支援するため、次のとおり助成金交付等を行う。

二、税理士による国会議員等後援会の設立に係る支援

1. 日本税理士政治連盟は、税理士による国会議員等後援会が設立された場合、設立助成金として5万円を交付するとともに後援会旗を貸与する。
2. 当該設立助成金の交付及び後援会旗の貸与は、別添の「税理士による国会議員等後援会設立助成金申請書」及び選挙管理委員会届出に係る書類の写しをもって、本連盟に設立を報告した後援会に限るものとする。
3. 当該助成金の交付は、本連盟が単年度予算によることから、設立後1年以内に、本連盟に上記2の報告があった後援会に限るものとする。
4. 原則として、助成金の送付先は後援会事務所宛、後援会旗の送付先は税理士政治連盟事務局宛とする。
5. 後援会旗については、政治資金規正法上は無償貸与であっても、収支報告書に実費を記載するものとする。
6. 地方公共団体首長の後援会の取扱いについては次のとおりとする。
 - (1) 新たに首長の後援会が設立された場合、本連盟は単位税理士政治連盟の申請により、国会議員等の後援会と同様に設立助成金と後援会旗を交付する。
 - (2) 国会議員等が首長に転進した場合、①活動区域の変更を選挙

管理委員会に届け出る例と②いったん解散し新たな後援会として設立を選挙管理委員会に届け出る例とがある。本連盟は、単位税理士政治連盟における後援会活動を支援する見地から、国会議員等と同様に①②のいずれにも当該助成金を交付するものとする。ただし後援会旗は交付しない。

7. 現職議員の引退等に伴う後継者の後援会の取扱いについては、被後援者が異なることから、それまでの後援会をいったん解散し、残余財産がある場合は単位税政連に返却したうえで、新たな後援会として設立を選挙管理委員会に届け出ることとする。なお、後援会旗の頒布及び助成金については、当然、新たに設立する場合と同様となる

税理士による国会議員等後援会設立助成金申請書

令和 年 月 日

日本税理士政治連盟
会長 殿

税理士政治連盟
会長 印

下記のとおり「税理士による国会議員等後援会の支援に関する規程」により、税理士による国会議員等の後援会が設立されましたので、設立にかかわる助成の措置を申請いたします。

名 称 税理士による 後援会
被後援者の所属政党()選挙区等()

助成金送金方法 銀行振込 現金書留 (どちらかをお選び下さい)

助成金振込先 口座名 銀行 支店
普通預金 当座預金 (該当する方をお選び下さい)
No

設 立 総 会 開 催 日 令和 年 月 日 ()
会 場 名
〒
所 在 地
電 話 番 号

祝辞を 希望する 希望しない (該当する方をお選び下さい)

助成金(現金書留の場合)・会旗 送付先
〒
住 所
氏 名
電 話 番 号

6-5 会報「日本税政連」(平成30年9月1日付)より

後援会活動に関するアンケート結果の概要について

後援会対策委員会 委員長 南条 吉雄

I はじめに

平成29年12月21日を基準日、調査対象期間を平成29年1月1日～平成29年12月31日として、平成29年12月21日時点の全国に在る税理士による国会議員等後援会344の後援会会長にアンケートを実施しました。回答があった後援会会長は259人であり、回収率は75.3%となり、前回(平成27年12月21日基準日)実施時の74.8%よりやや高い回収率となりました。今回のアンケートの実施目的は後援会の現状、日常活動、財政、選挙支援、税政連との連携と多岐に亘るものであり、特に全国後援会活動活性化会議で被後援者から強い要望があった選挙時の関与先への声かけ等も項目に加えしました。以下内容についての()内は前回の数値であります。

II 後援会活動について

(1)「支援に関する規程」について

規程(準則)について既知の後援会は85%(85%)と前回と同数であり、既知の増加はない。既知と回答した後援会会長の内、規程の理解の是非については、理解しているという回答が51%である。逆に非理解は14%(14%)であり、回答総数の50%は理解しているということと前回の結果とほぼ同様である。

(2)組織・会員数について

後援会設立時の会員数平均は67人(70)、現在は平均86人(85)であり、設立時より増加していることがわかる。しかしこの問いへの無回答は56会(13)ある。無回答の後援会が前回より43会も増加していることになる。会員数について26人～75人が109会(108)であり42%である。76人以上は90会(101)という結果であり、大規模後援会の数は減少していることがわかる。

(3)日常活動について

①定期総会

本人出席の定期総会開催は184(163)、秘書のみ出席を含めると197(171)となり、そのほとんどが本人出席である＝図①。

この197という数は支援後援会の数と符号しており、定期総会開催助成金を申請している。本人出席開催時の出席会員数については50人以下が150(142)であり、全体の約8割を占めている。出席会員数の問いに対し、無回答は26会あり、前回と比べて激増している。

総会は開催しているが会員数が把握されていないということであろうか。

②国政報告会

本人出席での国政報告会の開催は167(147)、開催していないのは67(85)である。前回アンケート時より開催数が増えており、年間の開催数平均は1.3(1.4)回である。年1回の開催が74%と大部分を占めている。

③陳情

陳情の実施総数は212回(235)であり、前回より減少している。陳情の際に議員本人が応対したのは173(179)と、本人対応がやや減少している。

④確定申告期間の税務支援視察

議員本人の視察は116(113)であり、視察していないという回答は129(125)であった。どちらの回答数も前回と殆ど変わっていない。しかし無回答が67(9)と激増している。

(4)総会開催と陳情及び他の活動との相関関係

総会を開催している後援会の日常活動との相関関係(＝図②)をみると、国政報告会の実施が81.5%、陳情の実施は95.1%である。総会の場で同時に行うことを考慮しても定期総会の開催は極めて重要である。

陳情を実施していない後援会は、報告会の開催50%、視察に至っては30%である。支援会場の視察と陳情の相関関係は強いことを窺うことができる。

(5)財政

定期・不定期問わず会費の徴収を行っている後援会は168(134)で65%である。また、徴収していない後援会は86(81)であった。徴収している後援会は増加傾向にあるようである。

会費を徴収している後援会のうち定期徴収しているのは60(49)であり金額については5,000円以下が最多帯であり、その都度徴収の割合が増加している。35%が未徴収であるが、その場合の対応としては単位税政連(県・支部含む)か後援会会計(剰余金)から措置しているようである。

また単位税政連に対しての金銭支援希望額の平均は16万円位であった。その他の支援としては日常活動に対する支援、選挙時の協力等である。

(6)後援会活動の課題について

後援会活動を行っていくうえでの課題について尋ねたところ、活動の低下が76(84)、会員

数の減少 74 (71)、役員の高齢化 73 (77)、財政の逼迫 42 (50) である。

中でもパーティ券については、購入していると答えたのが 161 会で 62% と大半が購入しているが、その購入資金は役員個人の負担割合が高い。ただ被後援者からの購入要請は無しが 68 後援会 26% である。4 会のうち 1 会の割合で議員からの購入要請がないというのが現状である。

(7) 後援会設立の経緯

設立についてはトップダウン 150 (144)、ボトムアップ 63 (62) である。会長就任についてはトップダウン 166 (140)、ボトムアップ 75 (81) であり活動の方針決定についてはトップダウン 162 (148)、ボトムアップ 63 (91) である。活動方針の決定について、迅速な組織としての意思決定が求められる中トップダウンは環境に適応したものであろうが、その根底にあるのは会員の理解・活動協力・会員間の円滑な意思疎通であると考えられる。

(8) 選挙運動について

選挙時に選対本部を設置した後援会は 42 (連合会内設置 22)、設置しなかった後援会は 175 である。割合は設置 25%、設置なし 73% である。会員数の減少が要因として考えられる。

陣中見舞金については 160 の後援会が支出しておりその金額の平均は 199 千円である。支出していないという回答は 77 (32.5%) あり、数から見るとパーティ券の購入要請がないという後援会の数と非常に近いことがわかる。

運動の内容は電話作戦 115 (40%) (内訳：事務所 51、選対本部 64)、葉書は 82 (29%)、決起大会は 85 (30%) である。決起大会については主催・共催だけではなく参加という意味合いも含んでいよう。

Ⅱ まとめ

後援会の課題は①活動の低下②会員数減少③高齢化——である。支援後援会の自認と「活動の低下」との関係につき、実情の把握と議論を深める必要があろう。

日常活動では、総会を開催している後援会数と

支援後援会を自認する数が同じであった。総会や国政報告会の開催無しの理由は多忙を始めとして多々あろうが、被後援者と密接な関係が構築されていれば日程の事前調整は可能と考える。

確定申告期の税務支援会場への視察であるが、無回答が 67 後援会ある。税理士の無償独占の制度の担保の一つである社会貢献事業である視察は好機であり活かさなければならない。単位税政連との連携により実効性は高まると考える。

パーティ券の購入に関しては、被後援者から購入要請が無いと回答した後援会が 68 後援会ある。

陳情回数も減少している。陳情は税制をレクチャーする場であり議論(税制改正)の進捗状況を知ることができる。情報を共有することは極めて重要なことである。

昨年 5 月に当委員会が開催した「全国後援会活動活性化会議」において、議員から要請のあった顧問先への声かけは 63% が行っていない。ギブの見える化が浸透、拡大していけばより大きなテイクとなり実現するものと確信している。

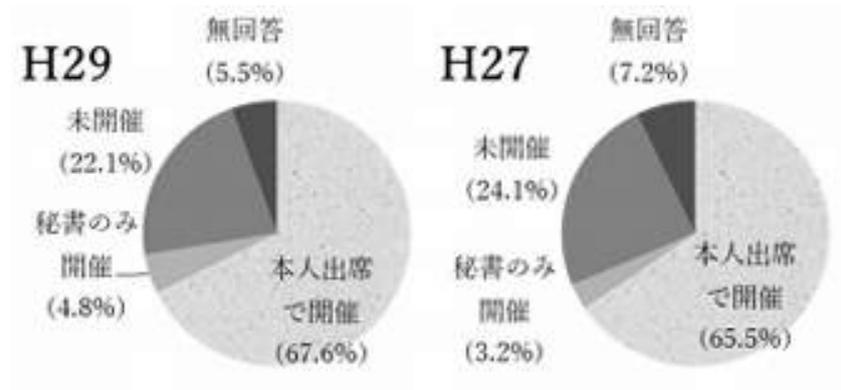
選挙時の対応については「財政支援」と「選挙活動」である。支援は自ずと限界があるが運動は草の根の活動であり汗をかき掘り起こしたことは大なる選挙の運動体としての評価に繋がる。

後援会は要望として単位税政連との連携強化をもとめている。財政支援に重きをおいているものの日常活動も然りである。

後援会は「単位税政連に在る後援会」である。組織論有りきではなく、税政連の組織拡大は後援会の活性化に依るところが大である。「税理士党」の目的達成の中核として後援会が在る。双方の行事への参加、人事交流を図ることで情報を共有することは重要である。

地域により政治環境の違い、会員の年齢構成による価値観の違いはあると思うが、出来ることから「一步」前に踏み出すことに尽きる。今回の調査で税政連、後援会双方共連携の強化を課題に掲げているからである。

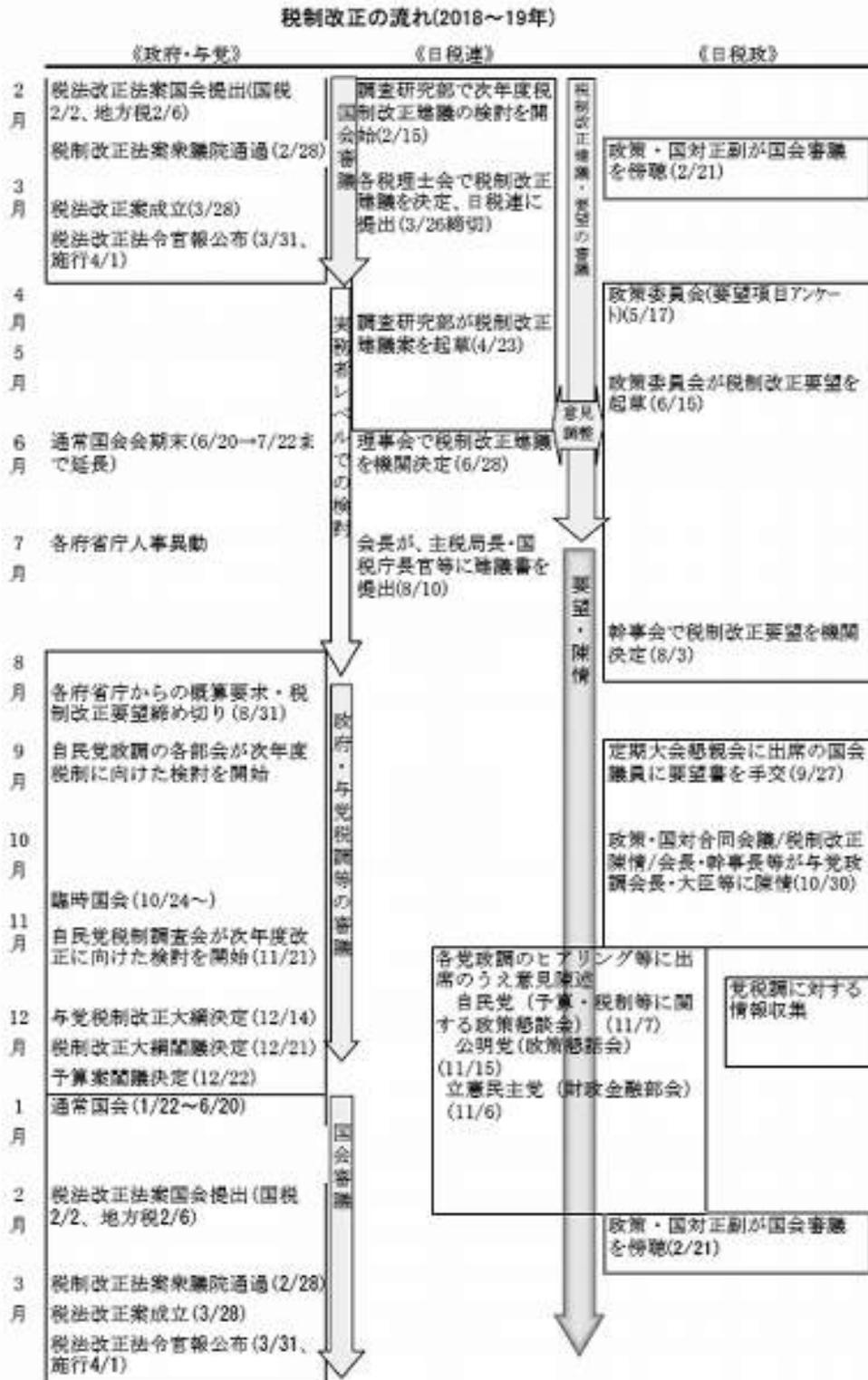
図①



図②

		総会開催			国政報告会研修会			陳情実施			税務支援視察					
		有	無	無回答	有	無	無回答	有	無	無回答	有	無	無回答			
		184	60	15	167	67	25	209	40	10	121		129	9		
総会開催	有	184			150	81.5%	32	2	175	85.6%	9	0	104	56.5%	78	2
	無	60			17	28.3%	33	10	25	41.7%	27	8	10	16.7%	50	0
	無回答	15			0	0.0%	2	13	9	60.0%	4	2	7	46.7%	1	7
	計	259			167		67	25	209		40	10	121		129	9
国政報告会・研修	有	167	150	89.8%	17	0			143	85.6%	20	4	87	52.1%	79	1
	無	67	32	47.8%	33	2			47	70.1%	19	1	28	41.8%	37	2
	無回答	25	2	8.0%	10	13			19	76.0%	1	5	6	24.0%	13	6
	計	259	184	71.0%	60	15			209		40	10	121		129	9
陳情実施	有	209	175	83.7%	25	9	143	68.4%	47	19			105	50.2%	98	6
	無	40	9	22.5%	27	4	20	50.0%	19	1			12	30.0%	26	2
	無回答	10	0	0.0%	8	2	4	40.0%	1	5			4	40.0%	5	1
	計	259	184	71.0%	60	15	167		67	25			121		129	9
税務支援視察	有	121	104	86.0%	10	7	87	71.9%	28	6	105	86.8%	12	4		
	無	129	78	60.5%	50	1	79	61.2%	37	13	98	76.0%	26	5		
	無回答	9	2	22.2%	0	7	1	11.1%	2	6	6	66.7%	2	1		
	計	259	184		60	15	167		67	25	209		40	10		

6-6 税制改正の流れ (2018~19年)



※ゴシックは前年の日付

6-7 税理士法改正の流れ (平成26年3月)

「税理士による国会議員等後援会」は、税理士会・税政連の目的を実現するために結成されたものであり、後援会活動を通じて税理士の存在をアピールし、被後援者の政治活動をバックアップして専門家としての情報を提供し、被後援者からは税制改正等における情報を収集する「ギブアンドテイク」の関係を構築しながら、その実現を図ることにその存在意義があることとされています。

後援会が税政連活動の大きな柱として活動してきた成果を平成26年3月の税理士法改正に求め、その経緯を時系列にまとめて紹介することと致しました。

《平成21年》

11月 正副会長会 PT タタキ台を報告

《平成22年》

6月 理事会：PTが具申した「税理士法改正に関する意見(案)」(14項目)を報告

8月、12月 民主党税理士制度推進議員連盟総会、自民党税理士制度改革推進議員連盟総会

12月 第20回政府税制調査会(要望項目等に関する最終整理案(納税環境整備関係)に「税理士制度の見直しを検討」と記載)

税制改正大綱決定(税理士制度について検討を進めると記載)

《平成23年》

6月 理事会：「税理士法改正に関する意見(案)」(17項目)を報告

11月 政府税制調査会のヒアリングに出席

12月 税制改正大綱決定(税理士制度の見直しに向けて引き続き検討)

《平成24年》

6月 税理士法改正特別委員会：「論点整理メモ」を公表

9月 常務理事会/理事会：「税理士法に関する改正要望書」(18項目)を機関決定

国税庁長官・主税局長に「税理士法に関する改正要望書」を提出

日税連ホームページ(会員専用)に「税理士法に関する改正要望書」を公表

10月 政府税制調査会ヒアリングに出席

11月 民主党税理士制度推進議員連盟役員会/民主党税制調査会総会ヒアリングに出席

11月 日税政が延307人の国会議員に「税理士法に関する改正要望書」を陳情

12月 日税連及び日税政から単位税理士会及び単位税政連(その地域に在る後援会も含む。)に対し、①各税理士会における税理士法改正を専担する分掌機関の設置、②政治家への陳情等の活動を行うよう依頼

《平成25年》

1月 与党税制改正大綱公表(税理士法の改正を視野に入れて、その見直しに向けて引き続き検討を進める。)

「平成25年度税制改正大綱」閣議決定・公表(平成25年度改正事項のみ)

4月 日税連会長と日本公認会計士協会会長とのトップ会談

(以降、日本弁護士連合会との協議も含め数回会談・協議)

7月 日税連及び日税政から単位税理士会及び単位税政連(その地域に在る後援会も含む。)に対し、国会議員への陳情活動を行うよう依頼

8月～11月 日税連会長、日税政会長が安倍首相及び国会議員に陳情

11月 自民党「予算・税制等に関する政策懇談会」、民主党税制調査会に出席し税理士法改正と税制改正について説明

12月 日税連税理士法改正特別委員会/自由民主党税理士制度改革推進議員連盟総会/自由民主党公認会計士制度振興国会議員連盟総会/確認書調印

日税連会長・税理士法改正特別委員会第2分科会が国税庁・財務省主税局と打ち合わせ

与党税制改正大綱決定(税理士制度の見直し)

政府税制改正大綱が閣議決定

《平成26年》

1月 税理士法改正法案国会提出、衆議院通過

3月 参議院本会議で可決・成立、改正税理士法公布

編集後記

平成27年8月に「後援会活動のてびき」(改訂版)が発刊されてから4年が経過し、元号も改訂され、衆議院選挙・参議院選挙も行われました。

一世一元制の下での元号の表示となっております。陳情の成果、選挙運動、会議での意見集約を行い最新の内容となっており、文言についても統一し編集いたしました。

「税理士による国会議員等後援会」は税政連運動の中核として活動しており、役割は極めて大きいものがあります。今回の改訂版を後援会活動の組織の強化、活動の活性化に役立てていただくことを願いたします。

令和元年8月

後援会対策委員会

委員長	南 条 吉 雄 (東 海)
副委員長	小 倉 恵 一 (東京地方)
同	桑 原 泰 蔵 (九州北部)
委 員	田 尻 吉 正 (東 京)
同	小 池 英 之 (関東信越)
同	室 谷 澄 男 (近 畿)
同	田 中 進 (東 北)
同	中 野 修 宏 (名 古 屋)
同	長 尾 仁 (東 海)
同	荒 神 五 師 (中 国)

「後援会活動のてびき」改訂小委員会

小委員長	桑 原 泰 蔵 (九州北部)
委 員	小 池 英 之 (関東信越)
同	室 谷 澄 男 (近 畿)
同	田 中 進 (東 北)
同	長 尾 仁 (東 海)